

戦国期肥後菊池氏・相良氏と北部九州の政治的・軍事的情勢

兒玉 良平

はじめに

一五世紀後半以降、肥後守護菊池氏は家臣団の分裂により弱体化し、永正元年（一五〇四）に当時の当主・菊池能運が急死して以降、家督をめぐる家臣団の内紛が激化したことで、その傾向は一層顕著なものとなる。その過程で、肥後への勢力拡大をめざした、豊後守護大友氏の介入を許し、大友義長次男・菊池義武が菊池氏の家督を継承する。やがて義武は大内氏と結んで、大友氏家督を継承した兄の大友義鑑と争って敗れ、相良氏領肥後国八代、次いで有馬氏領肥前国高来と亡命を重ねる。天文一九年（一五五〇）の二階崩れの変で義鑑が死去した事態に乗じて、義武は再度肥後に戻り反乱を起こした。しかし、家督を相続した甥の大友義鎮（宗麟）に敗れ、相良氏領八代に再び亡命したのち、天文二三年（一五五四）に大友氏側の求めに応じ豊後府内へ護送される最中、豊後国木原において殺害される。

以上が、戦国期における菊池氏の動向についての、従来の理解であろう。(一) こうした理解をもって、戦国期の菊池氏は衰退・没落していった権力と評価され、その評価が無批判に継承されてきた。とりわけ、義武殺害をもって菊池氏滅亡とする見解は、従来、ごく当たり前の事実として受容されてきたといえよう。

ところが、『求麻外史』など近世人吉藩相良家編纂の歴史書には、菊池義武の次男・菊池則直が相良氏により庇護を受け、家臣となったという事実を示す記述が見られる。そして、則直の家系は、近世を通して、用人や執政などを歴任した、人吉藩相良家の重臣として存続する。(二)

また、人吉藩相良家の家伝文書である『相良家文書』には、則直名義の発給文書が三点残されている。また、同じく義武の息子である則治・則朝の発給文書もそれぞれ二点が残されている。しかし、これに着目した研究は極めて少ない。そもそも、則直が本当に義武の「次男」であるのか、則直と則治・則朝が別人であるのか、それとも同一人物であるかどうかについても、未だに確定されていない。一定数の則直に関する一次史料が残存しているにもかかわらず、則直については多くのことが明らかにされていないのである。

近年、菊池氏については、令和元年（二〇一九）夏に開催された熊本県立美術館『菊池一族の戦いと信仰』展に関連して、研究が進展しつつある。特に室町・戦国期については、当展覧会の図録(三) 所収の、稲葉継陽氏が執筆した「室町・戦国期の菊池氏権力」において、新たな菊池氏権力のイメージが示された。その詳細については、論旨から外れる部分も多いため本稿では触れないが、室町・戦

国期における菊池氏権力を肥後北部から筑後南部一帯をテリトリとする領域権力として再評価し、同時に肥後国内における守護としての機能を明らかにすることで、「戦国大名になれなかった守護大名」として菊池氏を過小評価する従来の風潮に警鐘を鳴らし、一五・一六世紀における菊池氏のあり方を検討することが、当該期の肥後国内の地域史のみならず、九州全体の地域史に内在する多くの重要な問題を解く手がかりとなりうる可能性を提起した論考であるといえよう。(四)

ところで、前述の論考において稲葉氏は、父・義武死後の菊池則直が、永禄年間末期に毛利氏との接触があつたことを明らかにした上で、毛利氏側が、反大友勢力をまとめる上で則直に利用価値を認めていたとし、それは相良氏側も同様であつたとした。そして、菊池氏の存在を前提とした肥後戦国政治史の枠組みは、天正七年(一五七九)以降の島津氏による肥後侵攻で完全に無意味化されるまで継続したとの見通しを示している。管見の限り、則直についての位置づけを行った研究は、この稲葉氏の論考が初出であり、現在のところ唯一のものである。さしあたり、稲葉論文で提示された見通しを、従来用いられてきた人吉藩相良家編纂の家譜・歴史書ではなく、一次史料の検討を主に行うことから跡付けていく必要がある。その上で重要となる史料群は、『相良家文書』^(五)や、相良氏家臣による記録である『八代日記』^(六)に加えて、前述の論考において稲葉氏も引用していた、『幸谷文書』が挙げられる。詳細は後述する

が、『幸谷文書』には、則直当主期のものとみられる菊池氏側の受給文書が多く含まれ、発給元は秋月種実・高橋鑑種など、北部九州における反大友勢力の領主が約半数を占める。そして、それらの文書の年代は、永禄一〇年(一五六七)から永禄一二年(一五六九)の、毛利氏と大友氏が北部九州において合戦を繰り広げていた時期に集中している。すなわち、菊池則直と彼を庇護する相良氏は、永禄末年の北部九州情勢に密接に関与していた可能性が高いのである。

従来、当該期北部九州情勢への菊池則直の関与についてはあまり注目されていない。山本浩樹氏は、筑前立花城攻めの準備の過程で、毛利氏が菊池氏・相良氏に「調略を入れた」としているが、その詳細については検討されていない。^(七)また荒木清二氏は、永禄期における高橋鑑種の毛利氏方一味についての論考の中で、鑑種ら北部九州の反大友勢力と則直の関連について触れ、則直と北部九州の反大友勢力との連携は永禄末年の一時的なものであり、短期間で瓦解したと評価している。^(八)しかし、重要なのはむしろ、北部九州の政治情勢に、従来「菊池氏滅亡後に生き残った義武の遺児」程度の認識しかされてこなかった、菊池則直が関係していた事実そのものではないだろうか。稲葉氏の論考によって、当該期の菊池氏を「滅亡した家」として捉える、従来の通説は成り立たなくなっており、則直の位置づけについて、根本的な再考が必要である。また、北部九州の反大友勢力と則直・相良氏との接触が、果たして永禄末年にと

どまるものであるのかについても、再考の余地が残されていよう。

そもそも、永禄期の北部九州情勢についての研究自体、前掲の山本氏・荒木氏の検討によって、一次史料を基にした検討が進みつつあるものの、依然として多くの課題が残されている。とりわけ、永禄期に限らず、戦国期北部九州地域の政治的・軍事的情勢についての従来の検討は、その中心たる大友氏と大内氏・毛利氏の対立関係を軸に、主戦場であった豊前・筑前・肥前三ヶ国の情勢についての検討に偏重し、大友氏が守護であった北部九州五ヶ国の中でも、周縁に位置する筑後・肥後両国、とりわけ肥後国の情勢は等閑視されがちである。しかし、肥後国の諸領主が、こうした政治的・軍事的情勢に無関係であったとは考えにくい。菊池則直・相良氏の動向を軸に、永禄年間前後の肥後国の政治的・軍事的情勢を復元することは、北部九州地域全体の政治過程をより重層的に描き出すことにならう。

以上の研究史整理を踏まえ、本稿においては、菊池義武の「次男」であるかどうかが疑わしい則直の素性をまず確定させた上で、主に『相良家文書』『八代日記』『幸谷文書』などの一次史料、またはそれに準じる史料を用いて、その動向を追っていく。とりわけ、則直の菊池氏相続以降における、北部九州の諸領主との関係を重点的に明らかにしていくことで、関連史料の大半が集中する永禄末年の動向にどうつながっていくのか、その中で菊池則直と相良氏がどのような位置を占めていたのか、明らかにしていきたい。これらの検討

を通じて、菊池氏は義武をもって滅亡した、とする通説的理解を完全に打破するとともに、従来、「滅亡した家」としてほとんど無視されてきた則直期の菊池氏が、北部九州情勢に影響を及ぼしうる、「権威」としての実態を伴った存在であったことを明らかにしたい。同時に本稿では、弘治・永禄期の北部九州政治史における菊池・相良氏を中心とした肥後の諸勢力の位置づけを通して、木村忠夫氏の研究⁽²⁾以来、武力衝突がなかったことから対立関係にはなかった、とされている大友氏と相良氏の関係を捉えなおす試みも同時に行っていきたい。これらの検討から、戦国期の北部九州政治史を「周辺」である肥後地域のあり方から照射することが可能とならう。

第一章 菊池則直の基礎的情報と義武暗殺以前の動向

第一節 菊池義武子息の人名比定

菊池義武の子息として、一次史料上に登場するのは、則治・則朝・則直の三名である。『求麻外史』⁽¹⁾には、則直について以下のよ
うな記述がなされている。

【史料一】『求麻外史』「晴広公」天文二三年条（一部抜粋）

（前略）是に於て義武妻及び次子十郎則直、女辰若を公に属し、長子則治と豊後に如く。十五日、公、之と八代成願寺に別る。二十日、義武豊後木原に至り、盗の殺す所となる。（後略）

(注記) 公||相良晴広

この史料によれば、長男則治は義武と共に豊後へ同行している。則治のその後は明確ではないが、文脈から考えれば、義武と共に暗殺された、ということになるのだろう。そして、次男の則直は相良氏庇護下に残ったとされている。すなわち、則治・則直は別人であるとされているのである。

ところが、近年鶴嶋俊彦氏は、『八代日記』に記載のある人物の一覧表を作成した中で、則治・則朝・則直を同一人物として扱っている。しかし、その明快な根拠を鶴嶋氏は示していない。(二)結論を先取りすれば、鶴嶋氏の見解の通り、則治・則朝・則直は同一人物であり、則治↓則朝↓則直の順に改名している。本節では、本稿全体の前提として、先行研究において確定されたとは言い難い則直についての基礎情報を、一次史料に基づき確定する。具体的には、則治・則朝・則直それぞれの名義での発給文書における、花押の形状の比較から、三者が同一人物であることを確定したい。

以下に、【花押一】～【花押五】を掲げる。

天文一四年(一五四五)七月一五日付とみられ、「則治」発給文書の初見となる相良長唯宛書状(二二)の花押が【花押一】である。同年一二月一六日付とみられる相良長唯宛書状(二三)の花押の形状も同様である。

次に、天文二四年三月二日付相良晴広宛菊池則朝書状(二四)の花押が【花押二】である。「則朝」発給文書の初見となるこの書状の



【史料 5】



【史料 4】



【史料 3】



【史料 2】



【史料 1】

花押 1～4 は、慶應義塾大学図書館所蔵の『相良家文書』アーカイブ画像を加工した。掲載にあたっては、慶應義塾大学図書館の許諾を得た。花押 5 は、『幸谷文書』影写本(東京大学史料編纂所蔵)の画像を加工した。

花押は、【花押一】より若干丸みを帯びているものの、ほぼ同一とみなしてよいだろう。すなわち、則治と則朝は同一人物であると思われることができる。

次に、年末詳二月二十七日付相良頼房宛菊池則直書状^(二五)の花押【花押三】である。こちらに至っては、【花押二】と比較して、形状に全く変化がない。則朝と則直が同一人物であることはまちがいないであろう。

なお、その後則直は、永禄十一年（一五六八）年九月一日付の相良頼房宛書状^(二六)の時点で【花押四】を使用しており、従来と比べて大きく花押の形状を変更している。便宜上、変更前の花押を則直Ⅰ型、変更後を則直Ⅱ型と呼称しておこう。則直Ⅱ型花押は、則直発給文書の終見である、天正三年一〇月二十五日付の菊池則綱宛名字書出^(二七)の【花押五】とも形状が同一である。

以上から、則治花押・則朝花押・則直Ⅰ型花押は、則治・則朝の間に微妙な形状の差異があるものの、時期による変化の範疇であり、ほぼ同一形状であろう。したがって、三タイプの花押は、同一人物によって記されたものとみなしてよいと考えられる。すなわち、前述した通り、則治・則朝・則直は同一人物であり、則治↓則朝↓則直の順に改名したことになる。これにより、『求麻外史』などの近世人吉藩相良家の歴史書に記される、義武と共に豊後国へ同行し、大友氏によって義武と同時に暗殺されたとみられる義武子息の存在は否定される。近世編纂の歴史書において義武次男とされていた則直こそ、義武の嫡子であり、一貫して菊池氏後継の立場にあった

ことになる。

それでは、以上で明らかにした事実を前提として、菊池則直（↑則朝↑則治）の動向について整理していきたい。これ以後、本稿では、特記のない限り、菊池義武嫡男について「則直」と呼称する。

第二節 義武暗殺以前の則直の動向

菊池則直の生年については明らかではない。菊池則直の一次史料上の初見は、『八代日記』にみられる以下の記述となる。

【史料二】『八代日記』天文七年（一五三九）六月二十四日条

同廿四日丙寅 菊池の菊鬼殿様加冠御元服之由聞得候、

当時、父・菊池義武は相良氏領八代に居住しており、則直も義武と共に八代に居住していたと考えられる。則直は元服前であり、幼名の「菊鬼」を名乗っていた。この天文七年六月の時点で、彼の元服が予定されていたことがわかる。実際、同年八月二十四日に八代白木社（現・八代神社）で元服し、「則治」と名乗っている。^(二八)

この後、天文十三年（一五四四）八月二十七日には、父・義武が肥前国有馬へ再亡命している。^(二九) 則直も義武に同行したとみられ、以降、天文十九年（一五五〇）に再度肥後に入国するまで、義武・則直父子の動静は断片的にしか判明しない。

ただし、肥前亡命後も義武・則直父子は相良氏と連絡を取り合っていたとみられる。天文一四年（一五四五）に相良長唯・為清父子

は將軍偏諱と官位を獲得するが、同年二月一六日に、その祝賀として、則治から相良長唯宛書状が発給されている。^(二〇) また前後するが、同年七月一五日にも、則治から相良長唯宛書状が発給されている。^(二一) この二通の共通点は、いずれも義武発給の書状と同時に、添状として発給されている点である。こうした活動は、則直が義武嫡男・すなわち菊池氏次期当主という位置にあつたことによるものであろう。

天文一九年（一五五〇）、二階崩れの変により、義武の兄で則直の伯父にあたる、豊後守護・大友義鑑が死去し、大友氏権力は一時混乱状態となる。これに乗じて、翌天文二〇年（一五五一）に菊池義武は肥後へ帰還し、挙兵して菊池氏再興をめざす。しかし、義鑑嫡男・大友義鎮が家督を継承し、混乱を立て直し肥後へ出兵した大友氏側の反撃に遭って、菊池氏再興の試みは失敗し、義武は肥前国高来郡に退却した。その後、義武は再起を期して、天文二三年（一五五四）二月に葦北郡水俣袋へ上陸し、再び相良氏領へ亡命する。^(二二) 当初、義武は日向国へ亡命しようとしていたが、不首尾に終わったようである。同年三月のうちに再び水俣に戻り、しばらくはそのまま水俣に滞在していたようである。^(二三)

ところが、大友氏側は、こうした義武の動きを察知していたようである。同年四月二四日から五月二日、五月二八日から七月六日、そして九月一〇日から十一月七日までの計三回にわたり、大友氏側の使者が、八代に迎えられている。^(二四) 『八代日記』上では明記されないが、こうした大友氏側の動きは、義武や、彼を庇護する相良

氏への「圧力」であつた、と推測できる。そして、その推測を裏付けるかのように、大友氏側から三度目の使者である「妙嚴寺」・「真光寺」・「塩手殿」が派遣され、八代に滞在中であつた同年一〇月以降、菊池氏側の人物が水俣から八代に移動していく。まず、一〇月一日には、菊池氏重臣とみられる「田島殿」と「吉弘殿」が八代に到着した。^(二五) そして、同月一日には、義武・則直父子も八代に到着したのである。

【史料三】『八代日記』天文廿三年十月十一日条

十月十一日 道闡御父子水俣ヨリ八代ニ御登候、道闡さまハ天福寺ニ御座、則朝さまハ光勝寺ニ御宿にて候、

「道闡」は、この直前に出家した義武の法名である。則直も同行し、光勝寺に宿泊している。なお、この史料が「則朝」名義の初見であり、これ以前に改名していたとみられる。

そして、大友氏からの使者三人は、十一月一日に義武に面会している。

【史料四】『八代日記』天文廿三年十一月一日条

十一月一日 豊州ノ三伏、屋形さまニ始テ御目ニかゝられ候、道闡さまも彼三人ノ小宿ニ御光義にて候、則朝さま御対面なく候、

恐らくは、大友氏方の三使は、この際に豊後への同行を義武に対

して求めたと考えられる。その後の展開から考えれば、当時義鎮の権力基盤が未だ不安定だった大友氏側にとつて、その地位を脅かすうる義武を抹殺することは既定路線だったのであろう。

ところがその一方で、大友氏方三使は、「則朝」すなわち則直には面会しなかった。恐らく、大友氏への謀反の責任は義武一人に帰するものとして、則直については不問とされたのだろう。あるいは、大友氏側は、則直を義武ほどの脅威とはみなしていなかったのかもしれない。

いずれにせよ、天文二三年一月一日に八代を出発した義武は、同二〇日に豊後木原で殺害される。^(二六)同行しなかった則直は、以後も引き続き相良氏の庇護下において続け、菊池氏の再興を目指すこととなる。

第二章 菊池氏当主としての則直と北部九州勢力との関係

前述したように、義武死後、相良氏領内にとどまった則直は、義武の後を受ける形で、引き続き菊池氏再興に向けた動きを見せる。本章では、義武死後、当主としての初期における則直の活動について明らかにしたい。なお、この時期から、則直・相良氏と北部九州の反大友勢力との接触が開始されている。本章では、永禄末年の北部九州情勢の前提となる、こうした動きについても追っていききたい。

第一節 義武死後、弘治年間の則直の動向と菊池氏「再興」への動

き

義武の死後、年が明けた天文二四年（一五五五）一月二十七日に、則直は当主・晴広の実父である上村頼興に面会し、^(二七)さらに二月五日には八代家臣団宮原氏に面会している。^(二八)そして、同月十七日に「求麻」すなわち人吉へ移動している。^(二九)

則直は、義武の死後わずか四ヶ月後の三月二日付相良晴広宛書状において、早くも菊池氏「再興」への意欲を示している。

【史料五】 菊池則朝（則直）書状（『相良家文書』午一七九号）

近日可為越山之由候条、染筆候、仍而、就道闇中途仕合之儀、右之愀無御存知之旨、殊更、以時分一稜可預再興之趣、旁舊冬以神載細々承候、祝着之至候、弥頼興被相談、外聞實儀可然之様、連々御調達憑存候、隨而、以入魂爰元安居、大慶候、毎篇無等閑可申談之外、

青井大明神、妙見大菩薩、八幡大菩薩照覽、不可有別儀候、万端可被添御心事、道闇被仰置候、可為首尾候、猶期面前、閣筆候、恐々謹言、

（天文廿四年）

三月二日

則朝（花押）

相良殿

この中で則直は、時分を見計らって菊池氏の再興を実現するとの旨について、「旧冬」すなわち義武が殺害された直後である前年の冬から、相良氏側が菊池氏の再興について「神載」すなわち則直へ

提出した起請文をたびたび受け取っていたとして、満足に思っているとの意を表明している。比較的早い時期から、則直と相良氏は、菊池氏再興を目指す方針で、すでに一致していたのである。

なお、則直は、その後しばらく人吉に滞在していたとみられる。

【史料六】菊池則朝（則直）書状『相良家文書』一七九―一号

（折封ウハ書）

「園田左近大夫殿

則朝」

（端裏切封）

態發一翰候、仍任晴廣入魂、當郡滞留候、然者、連々可被添心事、頼存候、此謂爲可申、大神治部少輔進之候、細々可相違候、恐々謹言、

（天文廿四年）
四月七日

則朝（花押）

園田左近大夫殿

【史料五】が発給された一ヶ月後にあたる四月七日時点でも、則直は球磨郡に滞在していた。則直は、これを晴広の配慮であるとしている。恐らく、晴広は、八代ではなく、地理的に肥後北部と隔絶した球磨郡内で、則直を庇護することがベターである、と判断したのではないだろうか。

その後、晴広・頼興死後の弘治三年（一五五七）六月二八日に、則直は八代郡松隈へ移動している。

【史料七】『八代日記』弘治三年六月廿八日条

同廿八日 庚戌ノ日 則直様松隈ニ御移候、

この記述が、「則直」名義の初見となる。天文二四年三月からの約三年の間のいずれかの時点で、改名したと考えられる。当時、球磨郡内は亡き晴広の弟にあたる上村三兄弟の謀反に端を發した内乱状態にあり、(三〇)八代以上に危険な状態であったことは想像に難くない。それ故に、則直は居所を移したのであろう。松隈も山間部に位置し、則直を庇護することに適した地理的条件であったといえよう。実際、永祿二年（一五五九）四月九日時点で、人吉から則直に使者が派遣され、松隈近辺に位置する八代郡今泉まで向かっている。(三一)この時点でも則直は松隈に在住していた可能性が高い。人吉・八代のどちらにも危険性がくすぶる中、比較的脅威の少ない山間地において、則直は庇護を受けつつ、菊池氏再興に向けた動きを進めていたのである。

第二節 則直・相良氏と北部九州反大友勢力との連携

前節で明らかにしたような、菊池氏の再興に向けた活動と並行して、菊池則直と相良氏は、北部九州の反大友勢力との接触を進めていた。ここでは、その様相について、断片的ながら明らかにしていきたい。なお、以下における、当該期の北部九州の政治的・軍事的

情勢についての記述は、概ね荒木清二氏・山本浩樹氏の研究に拠ることとする。(三三)

以下に掲げるのは、則直が菊池氏家督を継承して三年後、松隈に居住していた時期である弘治三年六月に、筑前国夜須郡古処山城主・秋月文種（文衆）と、肥前国基肄郡勝尾城主・筑紫惟門（良薫）から則直に宛てられた連署書状である。

【史料八】筑紫良薫秋月文衆連署状（『相良家文書』午一九二号）

（折封ウハ書）

相良殿

御宿所

（端裏切封）

秋月
筑紫

文衆

態令啓候、仍從豊州、豊筑并肥前為御競望、諸勢出張候、先々至秋月可被召置之由候、雖然、右三ヶ国衆中、或神載申談、或合縁申組、不浅一意之覚悟候之条、乍恐、於行者不可有緩候、此刻御本家御再興專一存候、然處、前廿八為御飛脚、大寿寺存和泉被差遣候、不預御書状之条、無御心元候、乍去、此表立柄述口上候き、定可為帰着候、以其趣致言上候、可然之様御取合可畏入候、重而蒙仰子細等、至兩人可示給候、為御心得候、豊州衆既至日田郡陳易候、近日如此表出張由候、御行等被差寄肝要候、不可有御油断候、猶彼方可有演説候、恐々謹言、

六月七日

文衆（花押）

相良殿

良薫（花押）

御宿所

【史料九】筑紫良薫秋月文衆連署状（『相良家文書』午一九三号）

（折封ウハ書）

東彈正忠殿

蓑田筑後守殿

（端裏切封）

御宿所

文衆

筑紫
秋月

態用一行候、仍從豊州、豊筑并肥前為御競望、諸勢出張候、先至秋月可被召置之由候、雖然、右三ヶ国衆中堅或神載申談候之条、乍恐、於行者不可有緩候、兼又去廿八日、為御飛脚、大寿寺存和泉被差遣候、書状等無之条、不正儀存候、乍去、此表立柄述口上候き、定可為帰着候、重畳為可申談、進彼方候、御屋形様御存知之仁候之条、毎事可被仰聞候、故實憑存候、委細含口上候、恐々謹言、

六月七日

良薫（花押）

文衆（花押）

東彈正忠殿

丸目兵庫頭殿

梁瀬源左衛門尉殿

桑原常陸介殿

宮原筑前守殿

相良尾張守殿

蓑田筑後守殿 御宿所

当時、筑紫惟門・秋月文種は、大友氏と戦闘中であつた。この二点の史料から、相良氏から「御飛脚」を筑紫・秋月氏側へ派遣するなど、相良―筑紫・秋月間に連携が存在したことがうかがえる。

中でも重要なのは、【史料八】にみられる、「此刻御本家御再興専一存候」との記述である。「御本家」とはこの場合、相良氏にとつてのものであり、それを相良氏が「御再興」する、と解釈できる。

それでは、相良氏にとつての「御本家」とは誰なのだろうか。想定できるのは、旧肥後守護家である菊池氏と、菊池氏に代わつて当時肥後守護となつていた大友氏である。しかし、当然のことながら、当時、北部九州地域を席卷していた大友氏は、「再興」の対象とはなりえない。したがつて、「御本家」に相当するのは、菊池氏以外ありえない。すなわち、相良氏が目指していたのは、則直を推戴することによつて、菊池氏を再興することであつた。そして、筑紫・秋月氏といった北部九州の領主も、相良氏の重要な目標のひとつとして、「菊池氏の再興」があることを認識していたのである。あるいは、相良氏側から、菊池氏再興を目指したため、北部九州の反大友勢力に接触した可能性も想定できよう。

しかし、この二通の連署状が発給された一ヶ月後に、大友軍により古処山城は落城し、秋月文種と嫡男・晴種は自害し、次男・種実も毛利氏のもとに亡命する。また、ほぼ同時期に、筑紫惟門も毛利氏領に亡命している。これにより、以後しばらくは、反大友勢力の活

動は下火となる。

この状況に変化が見られ始めるのは、永禄二年（一五五九）に入つてからである。同年四月、筑紫氏からの使僧が相良頼房のもとに派遣されている。^{三三三}この時期には、筑紫惟門は旧領に復帰し、再び反大友氏活動を開始している。また、同じく毛利氏領に逃れていた秋月文種の次男・種実も、旧領の筑前古処山に戻つており、反大友勢力は復活の兆しを見せていた。その中で則直・相良氏と彼らとの連携も、従前通り継続したのである。

筑紫・秋月氏の旧領の回復において、その後ろ盾となつていたのは、当時、北部九州への進出を目論んでいた安芸の毛利氏であつた。則直もまた、毛利氏と接触していたと考えられる。永禄二年四月に、毛利氏と則直の関係を示す、以下のような記述が『八代日記』にみられる。

【史料一〇】『八代日記』永禄二年四月十六日条

同十六日 山口ヨリ則直さまニ御使僧山伏也、

この史料中にある「山口」とは、周防国山口と解釈して問題なからう。永禄二年当時、大内氏の滅亡から数年を経過し、山口は毛利氏領となつていた。その山口から、則直へ使僧が派遣されていたのである。これは、毛利氏と菊池・相良氏連合が、永禄年間初頭から、既に接触を持っていたことを示す。毛利氏を中心に、その庇護を受けて勢力を盛り返した筑紫・秋月氏、そして肥後の菊池・相良氏に

よって、反大友連合の萌芽がみられる。

さらに、永禄五年（一五六二）一月ごろ、大友氏家臣で筑前岩屋・宝満城督を務めていた高橋鑑種が毛利氏方に寝返る。大友氏の筑前支配の要であった高橋鑑種の毛利氏方一味により、反大友勢力は大きく拡大することとなった。

ただし、当時の毛利氏は、出雲尼子氏とも敵対中であり、山陰戦線を優先していた。そのため、永禄年間の中頃まで、九州戦線には積極的に乗り出さない状況が続いていた。実際、大友氏が敗北するなど反大友方にとって優位な状況であったにもかかわらず、永禄七年（一五六四）には、将軍・足利義輝の仲介により、毛利・大友間で講和が成立している。

もつとも、混乱が落ち着いたのは短期間に過ぎず、永禄九年（一五六六）には大友氏が高橋鑑種討伐のため挙兵し、北部九州一帯は再び戦闘状態となる。ここに至って、毛利氏側もようやく重い腰を上げ、永禄十一年（一五六八）八月以降、四国攻めから帰還したばかりの吉川元春・小早川隆景を中心とした毛利軍が、相次いで九州方面に渡海する。毛利氏が九州戦線に本腰を入れ始め、事態は毛利氏対大友氏の全面戦争の様相を呈し始める。

こうした状況の中で、永禄末年における、『幸谷文書』に見える、菊池氏と北部九州諸領主とのやり取りが行われるのである。

第三章 『幸谷文書』にみる豊芸合戦と菊池氏・相良氏

第一節 『幸谷文書』にみる菊池氏の家中構造と北部九州勢力との接触

本章では、『幸谷文書』に収録されている、永禄期における反大友勢力とのやり取りを示す史料群から、当該期の菊池則直と相良氏の動向について明らかにしたい。

その前に、ここで改めて、『幸谷文書』についての基礎的な情報を記しておきたい。『幸谷文書』は、東京大学史料編纂所が調査を行った大正四年当時、広島県（旧備後国）神石郡高光村居住の幸谷達順氏が所蔵していた史料群であり、天文〳天正期の文書三三点から成る。残念ながら、現在原本は行方不明であり、東京大学史料編纂所に所蔵されている影写本のみ確認できる。本稿においても、この影写本をもとに検討を行う。【表】に、『幸谷文書』収録文書一覧を示す。全三三三本のうち、『広島県史 古代中世資料編』^{〔三三〕}（以下、『広島県史』と呼称）において、半数近い一六六本が翻刻されている。^{〔三四〕}これら一六六本の史料が、永禄年間末期の豊芸合戦に関連している。

ここで、【表】に注目すると、永禄年間の史料一六六本のうち、五本が吉弘左衛門大夫、二本が吉弘左衛門大夫・大神治部少輔が宛所となっている。このうち、吉弘左衛門大夫について、『広島県史』は、大友氏重臣で高橋紹運の父にあたる、吉弘鑑理に比定している。ところが、『相良家文書』に収録されている、永禄十二年五月一日に比定される戸次鑑連・白杵鑑速・吉弘鑑理連署書状の包紙に記載された、鑑理の官途は「左近大夫」である。^{〔三五〕}【表】から明らか

【表】東京大学史料編纂所蔵『幸谷文書』所収文書一覧

番号	名称	発給年月日	発給	宛所	書止文言	『広島県史』
1	島津長久書状	天文 18 年 6 月吉日	嶋津彦三郎長久	上村又九郎	右条々如件	-
2	秋月種実書状	(永禄 10 年)2 月 10 日	秋月種実	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	4 号
3	高橋鑑種書状	(永禄 10 年)2 月 13 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫・大神治部少輔	恐々謹言	5 号
4	小早川隆景書状	(永禄 11 年)9 月晦日	小早川左衛門佐隆景	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	8 号
5	吉川元春・小早川隆景連署書状	(永禄 11 年)10 月朔日	吉川元春・小早川隆景	内古閑殿(内古閑鎮照)	恐々謹言	9 号
6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(永禄 11 年)10 月朔日	吉川元春・小早川隆景	宇土殿(名和行直)	恐々謹言	10 号
7	吉川元春・小早川隆景連署書状	(永禄 11 年)10 月朔日	吉川元春・小早川隆景	大津山殿(大津山資冬)	恐々謹言	11 号
8	秋月種実書状	(永禄 11 年)10 月 4 日	秋月種実	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	12 号
9	秋月種実書状	(永禄 11 年)10 月 4 日	秋月種実	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	13 号
10	龍造寺隆信書状	(永禄 11 年)10 月 15 日	龍造寺山城守隆信	吉弘左衛門大夫	恐惶謹言	14 号
11	小早川隆景書状	(永禄 11 年)10 月 28 日	小早川左衛門佐隆景	合志殿(合志親為)	恐々謹言	15 号
12	小早川隆景書状	(永禄 11 年)10 月 28 日	小早川左衛門佐隆景	小代殿(小代実忠)	恐々謹言	6 号
13	龍造寺隆信書状	(永禄 11 年)11 月 11 日	龍造寺山城守隆信	吉弘左衛門大夫	恐惶謹言	-
14	龍造寺隆信書状	(永禄 12 年)正月 6 日	龍造寺山城守隆信	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	1 号
15	小早川隆景書状写	(永禄 12 年)正月 7 日	隆景(小早川隆景)	相良殿(相良頼房)	恐々謹言	2 号
16	高橋鑑種書状	(永禄 12 年)正月 14 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫・大神治部少輔	恐々謹言	3 号
17	隆久書状	(永禄 12 年)正月 19 日	隆久	吉弘殿(吉弘左衛門大夫)	恐惶謹言	-
18	高橋鑑種書状	(永禄 12 年)9 月 26 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	6 号
19	高橋鑑種書状	(永禄 12 年)9 月 26 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	7 号
20	菊池則直名字状	天正 3 年 10 月 25 日	肥後守則直(菊池則直)	菊池十郎(菊池則綱)	-	-
21	新納忠元書状	(天正 10 年)正月 14 日	新納武蔵守忠元	内田兵部入道	恐惶敬白	-
22	深水宗方書状	(天正 10 年)正月 22 日	深水三河入道宗方	坂折殿	恐惶謹言	-
23	相良忠房書状	(天正 10 年)正月 22 日	忠房(相良忠房)	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
24	伊集院忠棟書状	(天正 10 年)正月 29 日	伊集院右衛門大夫忠棟	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
25	新納忠元書状	(天正 10 年)正月 29 日	新納武蔵守忠元	内田兵部入道	恐惶謹言	-
26	伊集院忠棟書状	(天正 10 年)3 月 17 日	伊集院右衛門大夫忠棟	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
27	本田親貞書状	(天正 10 年)3 月 19 日	本田下野守親貞	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
28	村田経定書状	(天正 10 年)3 月 19 日	村田越前守経定	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
29	深見頼金書状	(天正 10 年)4 月 18 日	深水三河守頼金	坂折殿	恐惶謹言	-
30	相良頼兄書状	年未詳 5 月 11 日	清兵頼兄(相良頼兄)	菊池勝口入道	恐惶謹言	-
31	舜哲書状	年未詳 8 月 19 日	肥後吉兵衛入道舜哲	菊池正太(隆充カ)	恐惶謹言	-
32	相良頼房(長每)起請文	年未詳 10 月 3 日	相良宮内大夫頼房	菊池殿(菊池則直)	仍起請文如件	-
33	某書状	不明	不明	不明	不明	-

※各史料の名称は、『広島県史 古代中世史料編 4』所収分は同書での名称を踏襲し、それ以外の史料については筆者が付した。

なように、これ以降にも、『幸谷文書』中に「吉弘左衛門大夫」宛ての書状が見られることから、両者を同一人物とみなすことはできない。

それでは、この吉弘左衛門大夫は、どのような人物なのだろうか。これを解く手がかりとなるのが、『相良家文書』に収録されている、天文一九年六月二日付菊池氏老中連署書状である。この史料の発給者である菊池氏老中として、鹿子木三河守鎮有、津々良兵部入道宗見、随鴟軒懇宅、大神掃部頭治廉、吉弘但馬守親守の名がみえる。^(三〇)恐らく、この五名のうち、大神掃部頭・吉弘但馬守の後継者が、それぞれ大神治部少輔・吉弘左衛門大夫なのであろう。この時期には、鹿子木氏・田島氏など、肥後国中地域出身の重臣は没落しており、それ故に豊後出身の二家が残ったと推測される。以上から、『幸谷文書』中の、少なくとも永祿年間の史料は、菊池氏老中である吉弘・大神氏受給のものも含め、すべて菊池氏側の受給文書であることが確認できる。

さらに言及するならば、この当時の菊池氏に、老中と思しき重臣層が存在していた事実も、極めて重要であろう。無論、領主としての実態は、既に義武期に喪失しているし、こうした外交面での活動を除けば、どこまで機能していたかは定かではないが、一応老中に相当する重臣が存在し、他領主とのやりとりなどの政治的な機能を果たしていることから、当該期の菊池氏の家中機構が、義武期に比して縮小しつつも、辛うじて存続していたといえよう。単に則直個人が庇護されていたにとどまらず、「亡命政権」としての最低限の体裁を有していたのである。

さて、菊池氏・相良氏と反大友勢力による一連のやり取りは永祿一

〇年（一五六七）二月から始まり、永祿一二年（一五六九）一〇月までの約二年にわたって継続する。ここからは、その過程を追っていきたい。

前述したように、永祿九年（一五六六）に豊芸講和が破綻して以降、北部九州戦線は激化していく。その中で、翌永祿一〇年（一五六七）二月に、秋月種実から菊池則直に、以下に示す書状が発給される。

【史料一】秋月種実書状『幸谷文書』

（包紙ウハ書）

一

秋月

菊池殿 人々御中

貴報

種実

（端裏切封）

一

一

寔御吉兆尚以多幸云々、如蒙仰近年依世上成立罷過不通候之處、貴札令拜見候、仍豊芸御半以天下御下知既為御和平從豊州御相違之条、於于今者九州之儀、一行可被申付之由儀定候、然者、至芸州被仰談之由尤目出候、貴家御再興此節候、御代々得貴意之儀候条、何様相当之儀、不可存餘儀候、於然者國中御調略肝要存候、於此口度々勝利之趣其聞候哉、御懇承候、忝存候、猶期後喜候、恐惶謹言、

（永祿十年）

二月十日

種実（花押）

菊池殿 人々御中

貴報

従来、この書状の発給年代は、『広島県史』によって、永祿一二年

に比定されている。しかし、史料の内容から、豊芸和平が破綻してさほど間もない頃の発給であり、永禄一二年に比定するのは無理がある。また、「芸州」すなわち毛利氏とは協議中の段階であり、毛利氏が渡海していないため、永禄一年八月の毛利軍渡海よりもさらに前の時期の発給である。結論からいえば、永禄一〇年二月一〇日の発給と考えられるが、その当否については後述することとし、いったん保留したい。

ひとまず、この史料の内容を検討していきたい。種実によれば、「豊芸」すなわち大友氏と毛利氏は、「天下御下知」すなわち將軍・足利義輝の下知により講和したにもかかわらず、大友氏の側から講和を破棄した、としている。その上で、「九州之儀」すなわち九州攻めについて、「二行」すなわち毛利氏に軍事行動を要請しようと相談していたが、菊池氏の側で九州攻めについて毛利氏に相談していることについては、大変喜ばしい、としている。そして、「貴家」すなわち菊池氏の再興は、この機になされるべきであるとして、「国中」すなわち肥後北部の旧菊池氏家臣団の諸領主の調略が肝要であると、則直を激励している。

この史料から、この時点ですでに、菊池氏と毛利氏の間で、九州攻めについての交渉がもたれていたことがわかる。

この三日後には、高橋鑑種から菊池氏老中の吉弘・大神両名に宛てて書状が発給されている。

【史料一二】高橋鑑種書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）
「吉弘左衛門大夫殿

高橋三河守

大神治部少輔殿

鑑種

（端裏切封）

御書令頂戴候、然者去年七月以来、豊後之者共、於此表罷出候、度々之防戦、此方勝利之次第、達尊耳之由被仰下候、忝候、敵従年内、如筑後日々引退、無指行何茂罷居候、弥不可有珍事候、

一豊筑衆之事、近年豊後雖同心候、某為可仕詰、去年何茂出張以来、右両国衆悉芸州同心候、是を以豊後手前入目之儀、可被成御推察候、就中秋月事、豊後南部之者戸次・朽網一類之陣所切崩、数百討捕被得勝利候、累年之散鬱憤之由被申事候、此節其表之御行、何とぞ被思召立候者、弥此表之儀可得大利候、御手前茂御武略茂極此時候歟、於御油断者、誠無曲可為御事候、従芸州茂一切不可被存無沙汰候、所詮直二被被仰遣元就存分之様、被聞召干要候、御飛脚爰元迨被指遣候者、堅固二可送遣候、

一秋月悴家之事、縦世上如何躰之儀雖出来候、豊後与和平等之儀、盡未来際不可有之候、乍惶不可被成疑心候、彼御使被相尋候間申上候、

一芸州行延引之由彼方被申候、遠聞如何候哉、至豊筑新城及十ヶ所此間被取付、元就同名之者何茂城督二指籠、長門至赤間関為跡勢一万余以在陣、豊後重而之行を先以見さけすまれ候、聊無緩候、猶彼御方江申候、可預御披露候、恐々謹言、

（永禄十年）

二月十三日

鑑種（花押）

吉弘左衛門大夫殿

大神治部少輔殿

この史料も従来永禄一二年に比定されていたが、永禄九年七月のできごとである豊芸和睦の破綻を「去年七月」と明確に記しているので、発給年代を永禄一〇年に訂正すべきである。また、【史料一】と同様に、菊池氏と毛利氏の折衝についての記述も見られることから、さきほど保留した【史料一】の発給年代についても、この史料が発給される三日前の、永禄一〇年二月一〇日に改めて比定できよう。

それでは、内容について検討しよう。一条目では、「豊筑衆」すなわち鑑種を含む豊前・筑前の反大友勢力は、近年は大友氏に同心していたが、去年以来毛利氏に同心していること、秋月種実が大友方の戸次鑑連・朽網親満の陣所に攻撃を加え、数百の兵を打ち取り勝利したことを報告した上で、「其表之御行」、すなわち肥後において挙兵することを菊池氏側が決意してくれば、「此表」すなわち豊前・筑前方面の主戦場でも、反大友方が大勝するだろう、として、肥後における挙兵を、菊池氏側に打診している。二条目では、「秋月惇家」すなわち秋月種実が、どのような状況になろうとも、大友氏と和平することはないとの旨を、使者を通じて表明していた、との報告がなされている。三条目では、毛利氏が出陣を延期していることについて、豊前・筑前においては、十か所の「新城」を設置し、「元就同名之者」すなわち毛利一族が城督として入っていること、長門赤間関には一万余りの軍勢が在陣している、とした上で、少しも緩みはないと説明している。恐らく、鑑種は毛利氏側からの伝言を受けて、三条目にあたる内容を菊池氏方に伝えているのだろう。

以上から、菊池則直は単に後方支援を求められていただけではな

く、出陣をも期待されていた存在であることがわかる。また、毛利氏と菊池氏が、高橋鑑種を通じて密接に連絡を取り合っていた様子もうかがえよう。永禄年間以前からの経緯も踏まえれば、則直は大友勢力の縁辺ではなく、極めて中心的な存在であったとみなすことができる。

それでは、なぜ毛利氏は、則直の存在を必要としたのだろうか。それが明らかになるのが、次の史料である。

【史料一三】小早川隆景書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）

小早川左衛門佐

菊池殿 人々御中

貴報

隆景

（端裏切封）

去八月廿六日尊書今月廿七日到來令拜見候、如貴意此国令渡海、在々所々得太利候、此節肥筑被任御存分之由、尤以珍重候、其御国之衆中急度一行、被頭其色候之様御調專一候、愚意之通委細御使へ申候条々忝可被成御分別事肝要候、此由可得御意候、恐惶謹言、

（永禄十一年）

九月晦日

隆景（花押）

菊池殿 人々御中

貴報

この書状は、隆景が九州へ渡海してきた後である、永禄十一年九月晦日付のものである。まず、この前段階の八月二六日時点で、則直が隆景もしくは毛利氏側に書状を発給していたことがわかる。それを

踏まえて隆景は、先日の則直からの書状にあったように、毛利氏側は九州へ渡海し、大勝を重ねている、と則直に報告している。そして隆景は、「肥筑」は則直の思いのままであるとのこと、めでたいことである、としている。この場合の「肥筑」とは、肥後国と、かつて菊池氏がその南部をテリトリーとしていた、筑後国を指すと考えられる。(三七) これがどこまで実態を表すかはさておき、則直が、菊池氏再興において筑後国をも射程に入れていたことは読み取れよう。

さらに隆景は、肥後の国の衆中もきつと一合戦して、「被頭其色候」すなわち毛利氏側に味方するという姿勢を明らかにすることが重要であるとしている。鑑種のみならず、毛利氏側からも直接、則直に挙兵を促していたのである。また、肥後の諸領主を則直が味方に引き入れることも、同時に求められていたといえよう。

その毛利氏方の意向を表すかのように、この直後に、元春・隆景兄弟から、肥後の領主宛てに書状が数点発給されている。毛利勢が九州へ渡海した直後の永禄十一年一〇月一日に吉川元春・小早川隆景兄弟の連名で、また同月二十八日には隆景単独で、それぞれ肥後北部の領主に対し、実際に書状を発給している。このうち、一〇月一日に発給された三通と、二十八日に発給された二通は、それぞれ同内容である。以下に一通ずつ、例となる史料を示す。

【史料一四】吉川元春・小早川隆景連署書状(『幸谷文書』)

(包紙ウハ書)

小早川
吉川

宇土殿
御宿所

元春

(端裏切封)

就此口行之儀、去比令渡海、在々所々得太利候、然間其境之儀、此節可預御入魂事、可為本望候、心底之通委細從菊池殿可被仰達候、恐々謹言、

(永禄十一年)
十月朔日

元春(花押)

隆景(花押)

宇土殿
御宿所

【史料一五】小早川隆景書状(『幸谷文書』)

(包紙ウハ書)

小早川左衛門佐

小代殿

(端裏切封)
御宿所

隆景

態令一書候、仍九州為行政渡海候、豊州此刻御調略を以、預御入魂可為本望候、猶連々可申承候之間、先以不能重筆候、恐々謹言、

(永禄十一年)
十月廿八日

隆景(花押)

小代殿
御宿所

それぞれ、【史料一四】は宇土の名和行直に、【史料一五】は玉名郡の小代実忠に宛てられたものである。【史料一四】と同内容の書状は、

山本郡の内古閑鎮照と玉名郡の大津山資冬に、【史料一五】と同内容の書状は、合志郡の合志親為にも宛てられている。

特に注目すべきは前者で、元春・隆景兄弟は、肥後国内の三領主に對し、毛利氏側への協力を求めた上で、菊池則直から詳細が伝達されると伝えている。後者にはそのような記述はないが、菊池氏側にこの史料が残っていることから考えれば、前者と同様に取次の役割を期待されていたとみなして差し支えないだろう。

以上から、実際に毛利氏側は、肥後北部の領主に同調を求める書状を發給しており、彼らとのパイプ役を則直に期待していた。則直本人の政治的地位の高さもさることながら、肥後の諸領主を味方につける上でも、則直には利用価値が期待できたのである。

ただし、『幸谷文書』中にこれら肥後の領主たちへの書状が残っていることから、実際にこれらの書状が宛所となる肥後の領主へ届けられていたかは疑問である。則直自身は、肥後国内における諸領主の調略に意欲を示していたとみられるが、その活動はそれほど順調ではなかったようだ。

ここで時間を前に戻そう。第二章で述べた通り、九州戦線の激化を受けて、永祿十一年（一五六八）夏に至り、毛利氏は九州への本格的な出兵を決断し、六月に伊予攻めから帰国した吉川元春・小早川隆景兄弟は、まもなく八月半ばから九州へ渡海する。事態はようやく毛利氏対大友氏の直接対決の様相を呈し始める。

この直後に、則直から相良頼房（義陽）に宛てて書状が發給される。

【史料一六】菊池則直書状（『相良家文書』午一九六号）

（折封ウハ書）
相良殿

則直

（端裏切封）

就中国衆渡海、筑後肥前行相替此前之由申候之条、急度令啓候、身
躰之吉凶此時候、以御賢察、一途被添御心、憑存候、巨細小田駿河
守可申候、恐々謹言、

九月十一日

則直（花押）

相良殿

ここで則直は、「中国衆」すなわち毛利勢の渡海によって、筑後肥前における合戦は以前とは異なるものとなった、と報告した上で、この時は則直自身の勝敗、すなわち菊池家再興の可否の分かれ目である、とした上で、より一層の支援を頼房に求めている。毛利氏の九州出兵と連動して、則直が菊池氏再興に向けての行動を開始しようとしていた事実と、則直の並々ならぬ決意がうかがえよう。

その一〇日後にも、相良頼房宛則直書状が發給されている。

【史料一七】菊池則直書状（『相良家文書』午一九七号）

（端裏切封）

就中国衆渡海之儀、存分申候處、御懇意之至、乍案中、憑敷存候、
一先書ニ如申候、阿蘇家之事、當方深重之由間、可引試趣之事、口
上二申候、

一毛利へ使僧可被指遣之由候、一段御心懸、祝着之至候、同者、急
度被相調憑存候、

一河尻に入部之事、從宇土對當方懇望之由、傳説候之条、被引試、可然候者、一人被相添憑存之由申候、從爰元於隔心者、何条不及調候、御察之前候、旁工場ニ申候、恐々謹言、

九月廿一日

則直(花押)

相良殿

一条目は、以前の書状で伝えた通り、阿蘇大宮司家について、当方、すなわち菊池氏に対して慎重な態度であるので、事情を確認すべきであるとの旨を、口上で申し上げた、としている。恐らく、「口上」の対象は相良頼房であり、則直側の使者が頼房に報告したのだろう。

二条目には、頼房が毛利氏に使僧を派遣したことについて、則直が礼を述べている。菊池氏・相良氏双方がそれぞれ毛利氏とやり取りを交わしていたことがわかる。

三条目は、飽田郡河尻への「入部」について、「宇土」すなわち名和方が懇望している、との内容である。一人お供を添えてほしい、と則直が名和氏に求めていることから、名和氏側が則直に出馬を要請した、という解釈で差し支えなからう。則直は自ら、国中方面へ出陣しようとしていたのである。もともと、その成否については、史料上の限界により明らかにしえない。

ともかく、毛利勢渡海直後において、則直は毛利氏方として活発な動向を見せていた。それは、則直を推戴していた相良氏も同様であった。

【史料一八】小早川隆景書状(『幸谷文書』)

御礼到来令披見候、此表罷渡、在々所々任存分候、然者諸勢等追々下着之条、急度可罷出候、連々則直得貴意之間、^(其)□国御調專一候、猶重疊可申承候、恐々謹言、

(永禄十二年)

正月七日

隆景

相良殿

御返報

年が明けた永禄十二年(一五六九)一月七日に発給されたこの書状で隆景は、以前から則直は頼房の同意を得ているようなので、「其国」すなわち肥後国の調略に専念するように伝えている。毛利氏としても、則直を盛り立てる役割を、相良氏に期待していることがわかる。菊池氏と相良氏は、毛利氏の九州戦略の一翼を担う存在として期待されていたといえよう。

第二節 豊芸合戦の終結と則直のその後

以上で見えてきたように、永禄二年初頭まで、菊池氏・相良氏連合は、純然たる反大友陣営として活動していた。ところが、永禄十二年五月以降、状況は変化していく。永禄十二年五月七日付白杵鑑速書状(三八)を皮切りとして、『相良家文書』中に、大友宗麟や、大友氏加判衆の発給文書がみられるようになるのである。そのほとんどは、大友氏権力と相良氏の間密なやり取りがあった事実を示す。永禄年間に入ってから、これ以前に大友氏権力発給の相良氏側宛ての書状はほとんどみられない。ここに外交方針の変化を見て取れよう。

この外交方針転換の大きな要因として、当時相良氏が、友好関係にあった大隅国の菱刈氏を支援する形で、島津本宗家と敵対関係に転じていたことが挙げられよう。実際、五月一日付の、大友氏重臣・吉弘鑑理から相良頼房への書状にも、菱刈での合戦について、「将亦、菱刈表干戈于今無止事候哉、弥御堅慮肝要相存候、」との記述があり、緊迫した状況であったことがうかがえよう。(三九) そのような状況下で、表立って大友氏と敵対することが難しくなったのであろう。島津本宗家との戦いの中で、大友氏の助力を得ることで、北方の情勢を安定させることで、南九州方面の戦いに集中するほかないと判断したのではなからうか。

その一方で、毛利氏側とも依然やり取りがみられる。

【史料一九】吉川元春・小早川隆景連署書状(『相良家文書』寅二〇号)

(折封ウハ書)

小早川
吉川

相良殿

御宿所

(端裏切封)

隆景

去年者、豊前表渡海付而申入候之處、御懇報、畏悦之至候、其以後可企飛脚之處、依通路不輒、申後、心外候、仍去四月十六日、至立花取懸候之處、豊州衆為後巻取出之条、及数度防戦、得大利、敵数百人討捕候、依之、立花要害之儀、去月三日落去候、然間、至豊後陳差寄、令対陳候、此表不拔足様可討留覚悟候、御国之儀、屋形可被達御本意事、不可過此節候歟、於御同意者、急度御行肝要候、猶

使僧相含口上之条、不能詳候、恐々謹言、

(永禄十二年)

六月五日

隆景(花押)

元春(花押)

相良殿

御宿所

前半では、去年以来の礼を述べるとともに、筑前方面における戦況について報告している。後半においては、「御国」すなわち肥後のことについて、「屋形」すなわち則直が「御本意」を遂げるべきであることについて、この機会を逃すべきではない、として、「御行」すなわち挙兵を要請している。「御本意」とは、菊池氏の再興を意味しよう。この時点においてもなお、毛利氏側は則直の挙兵を望んでいた。

むしろ、以前の則直への挙兵要請よりも、かなり強い要請と捉えることもできる。この挙兵要請には、不利に転じていた戦況を打破する意図も多分にあったのだろう。

さらに二日後の六月七日には、毛利元就・輝元から連署書状が頼房宛に発給されている。(四〇) この中で元就・輝元は、「近日我等事茂罷下候」と述べている。どうやら、この時点では、元就・輝元が揃って九州に出陣する予定であったらしい。これも、戦況の膠着を打破するための策であったと推測される。

この段階の相良氏は、南九州方面の戦闘を有利に進めるために大友氏に接近しつつも、則直と共に毛利氏との関係を依然維持して反大友陣営にも与する、「二枚舌」の戦略をとっていたといえよう。

しかし、この戦略は二ヶ月と持たなかったとみられる。同年夏以降、さらに毛利氏にとって不利な状況が続く。六月には尼子勝久が尼

子氏の再興を目指して出雲・伯耆に乱入し、両国の情勢は混乱状態に陥る。さらに一〇月には、大友氏に庇護されていた、大内義興の異母弟・高弘の子である大内輝弘が、大友氏の支援を受けて挙兵し、周防国に上陸している。守りが手薄であった後方を衝かれた形となった毛利氏は、もはや九州計略どころではなくなり、大内輝弘勢の征伐と出雲方面への出兵のため、順次九州から引き揚げていった。

このように、戦況が大友氏優勢で展開していくことで、相良氏も政治的立場を変化させざるを得なかった。六月二一日には、大友氏の外交僧・真光寺寿元から、以下の書状が発給されている。

【史料二〇】真光寺寿元書状（『相良家文書』午二二二号）

（折封ウハ書）

真光寺

相良殿 人々御中

貴報

寿元

（端裏切封）

追而申上候、當陳弘底之御茶、濟々拝領仕候、連々自是無音、背本意存候處、毎々御懇之至、不及言語候、委細者下野守方迄申述候、可得貴意候、至此表、就 御在陳、御加勢之儀被仰付候哉、植田下野守方參陳、尤目出候、屋形様御対面之様躰、彼方具可有言上候、今程蘇伯之衆濟々馳走候、可被召詰時分、以日数、弥御人数可被差出由、重々可被成言上事、專要奉存候、某事者、老師以来御扶持人之事候間、不殘心底申事、可有御免候、殊其国承次之儀、白杵方被 仰蒙候、細々御入魂肝要候、恐惶謹言、

（永祿十二年）
六月廿一日

寿元（花押）

相良殿 人々御中

貴報

相良氏は、家臣の植田下野守を大友方の陣所に派遣し、宗麟に謁見させていた。それと同時に、「蘇伯」すなわち阿蘇氏と名和氏も、大友氏に通じていたのである。特に、相良氏とともに則直支持の立場にあった名和氏の「馳走」は、大きな意味を持つ。この時点で、大友氏とこれら肥後の領主との関係性が、大友氏有利に転じたといえる。さらに、一〇月一六日付の相良頼房宛木上宗心書状には、「今度東式部為御番代參陣候、尤目出候、」とある。（四二）相良氏は、家臣の東式部少輔を、大友方へ頼房の「御番代」として派遣していたのだ。東式部少輔の素性は不明であるが、当時八代には東山城守が、求麻（人吉）には東弾正忠がそれぞれ相良氏重臣として存在しており、頼房の「御番代」格であることから考えれば、いずれかの近親者に相当しよう。この推測が正しければ、東式部少輔の派遣は、植田下野守の派遣よりもさらに大きな政治的意義をもつといえよう。すなわち、大友氏への「従属」が明確となったのである。これにより、表面上、菊池・相良連合は大友氏に屈服させられたことになる。

これ以降、毛利氏は大内輝弘を討ち取ったのち、山陰戦線に集中することになり、門司城など一部を除き、九州における拠点を失う。一方の大友氏は、肥前国において龍造寺氏の反抗を受けつつも、備前浦上氏や伊予能島の村上武吉と結んで毛利氏を苦しめていくことで、毛利氏の九州介入を阻止することに成功する。そして、天正六年（一五七八）の第一次高城合戦（いわゆる「耳川の戦い」）の大敗により、

龍造寺氏をはじめとする国人領主の離反が始まるまで、勢力を維持し続けたのである。

こうして、菊池氏再興の望みはついえたと考えられる。それでは、則直はその後どのような動向をたどったのであろうか。現時点で確認されている、則直の発給文書の終見は、次の名字状である。

【史料二一】 菊池則直名字状（『幸谷文書』）

加冠名字之事

藤原則綱

天正三年十月廿五日

肥後守則直（花押）

菊池十郎殿

則直の仮名と同じ「十郎」を名乗っていることから考えれば、この則綱は、則直の嫡子と想定されよう。後に武益と改名したとみられる^{（四三）}嫡子・則綱以降も、菊池氏は存続していくのである。また、則直が「肥後守」を名乗っていることも注目される。天正年間に至ってもなお、則直は「肥後国主」としての自己認識をもっていたのである。

これ以降、則直の発給文書は見られなくなるが、これで菊池氏当主の動静が追えなくなるわけではない。むしろ、『幸谷文書』の全三三三の史料のうち、一三三点が天正年間以降の発給であり、しかもその発給主体には、天正九年（一五八一）に相良氏を従属させた、薩摩・

大隅国の島津本宗家権力が含まれるのである。以下にその一例となる史料を掲げよう。

【史料二二】 新納忠元書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）

進上 内田兵部入道殿

新納武蔵守

忠元

（端裏切封）

不寄存御書頂戴過当之至候、仍御立者之儀、被仰聞候、即至鹿兒嶋令御披露候、以時分可被仰談事御肝要候、忠房之事、勿論義陽戦死之後儀候之間、此前聊不可有相違候、此等之旨宜預御披露候、御事、恐惶敬白、

正月十四日 忠元（花押）

進上 内田兵部入道殿

ここで登場する内田兵部入道は、出自は不明ながら、『幸谷文書』所収の年未詳正月廿九日付の菊池則直宛伊集院忠棟書状にその名があることから、菊池氏家臣であると考えられる。恐らく、菊池氏家中において、島津本宗家との外交を担当したのだろう。

注目すべきは、この書状が、相良義陽が死去したのちに、嫡子の忠房によって相良氏が存続することを、島津本宗家重臣である新納忠元が内田兵部入道に対して確約していることである。これにより、この書状の発給年代は、天正九年（一五八一）一二月に相良義陽が響野原の合戦で戦死して以後の、天正一〇年一月一四日に比定できる。ま

た、忠元が菊池氏側に対して相良氏の存続を確約している事実からは、事前に則直が相良氏の存続を島津本宗家に対して求めていた可能性も想定されよう。則直の旧肥後守護としての権威は、天正年間に至ってもなお、通用するものだったのである。

おわりに

菊池義武の嫡男である菊池則直は、義武死後も菊池氏当主として相良氏の庇護を受けつつ、菊池氏の「再興」を構想していた。確かに、菊池氏はこの時点で領主権力としての実態を全く失っており、その意味では「没落」といえるかもしれない。しかし、義武期の菊池氏も、義武が天文年間初期に肥後国中を追われてからは、亡命を重ねており、則直期と実態はさほど変わりはないといえよう。少なくとも、義武の死をもって菊池氏の「滅亡」であるとはいえないし、老中に相当する家臣が存在し、外交機能を果たしていることから、則直期の菊池氏を「滅亡した家」として片づけてしまうことは、その後復活できなかった事実から導き出された結果論に過ぎず、適切な評価ではないだろう。義武期と同じく、「再興」をめざしていた時期として、則直期の菊池氏を評価すべきであろう。

そして、菊池氏再興をめざす中で、筑紫・秋月氏や毛利氏など、北部九州の領主との連携が生まれていったのである。特に、弘治年間時点で、筑紫・秋月氏が、相良氏と則直の「菊池氏再興」という目標を認識していたのは注目に値しよう。やがてこの連携は、高橋鑑種の毛利氏方一味を契機に、大規模な反大友勢力に発展し、永祿末年の豊芸合戦に至る。そして、反大友勢力の一翼として、菊池氏と相良氏は、主に肥後方面の調略を毛利氏から期待されていたと考えられる。

ところで、これまで見てきた通り、元春・隆景兄弟をはじめとする毛利氏側や、高橋鑑種・秋月種実は、再三、則直に出陣を要請していた。これは果たして「社交辞令」に過ぎないのであるか。筆者はそうは考えない。少なくとも、豊芸講和破綻から豊芸合戦末期に至るまで、断続的に出陣要請が続けられているのだから。

それでは、反大友勢力はなぜ、則直の挙兵をこれほどまで望んだのであろうか。その手掛かりとなるのが、天文年間における則直の父・菊池義武の動向である。義武は、天文年間初頭に大内氏と結び、肥後・筑後で断続的に軍事行動を行い、兄・大友義鑑に反抗した。そして、以後一〇年以上にわたり、肥後国地域の政治的・軍事的情勢は、義鑑対義武の兄弟対立を軸に展開した。あくまで筆者の推測の域を出ないが、このような状況下で、大内氏が義武を利用した理由は、彼が肥後守護の菊池氏当主である以上に、「大友義鑑の弟」だったから、ではないだろうか。すなわち、「義鑑の対抗馬」としての役割が、義武に期待された、ということである。

一方、則直に対しても、かつて父が担ったものと同じような役割が期待されていたのではなからうか。すなわち、「宗麟の対抗馬」である。大友宗家に極めて近い血筋をもつ則直の挙兵が与えるインパクトを、反大友勢力は利用しようとしていたのだろう。

ところが、則直の行動は、反大友勢力が期待したほど、大規模なものとはならなかった。則直自身も、思うように肥後国内における調略を行えなかった様子が見受けられる。実際、天文年間における義武ほどには、則直は大規模な軍事行動をとまなう活動を行っていない。そもそも、則直は肥後国内における活動以外には、大して関心を抱いていない様子も、一連のやり取りからは見て取れる。一応反大友勢力に

与してはいたものの、毛利氏など豊前・筑前地域の反大友勢力側が期待したほど、則直や相良氏側は「反大友」の機運は高くなく、ただ肥後国内への影響力を高められれば、それでよかつたのではないだろうか。大友氏側が則直の活動に大きな警戒を示した形跡が見られないことや、南九州情勢の影響があるとはいえ、相良氏が最終的にはさしたる抵抗もなく大友氏に従属する姿勢を見せたのも、こうした理由からであると推測できよう。

最後に、当該期の相良氏―大友氏の関係について言及しておきたい。冒頭でも述べたように、木村忠夫氏による、「大友氏にとつて肥後は叛乱のおこらない地」であつた、との評価^(四三)に代表されるように、大友氏は肥後の諸領主に対して強引に介入を行つてまで支配を強化することを志向せず、相良氏など肥後の領主と、直接的な対立はなかつた、と従来考えられてきたものの、その具体的な様相については、ほとんど検討されてこなかつた。唯一、松原勝也氏が、天文年間前半の相良氏・名和氏の立場は、菊池義武を支持する一方、大友氏の軍事介入を回避するために、義武と大友義鑑の和睦を仲介する動きも見せていたことを明らかにしている。^(四四)

一方、永祿年間後半の相良氏の立場は、天文年間のそれとは若干異なるものであつたといえよう。大友氏とのやりとりはほとんど見られず、逆に反大友勢力との密接な関係がうかがえる。確かに、松原氏が述べるように、天文一九年の義武暗殺以降、天正期に至るまで、肥後国内において、大友氏の支配を揺るがすほどの軍事的混乱状況は発生しなかつたことはまちがいない。しかし、旧肥後守護家の当主かつ、菊池義武の子である菊池則直を「屋形」として仰ぎ、形の上では反大友勢力の一翼を担つていた相良氏は、ただちに脅威となる存在

ではなくても、「潜在的な脅威」ではあつたはずだ。先述した大友氏の肥後支配についての評価は、結果論に過ぎないといえよう。大友氏としては、相良氏・名和氏をはじめとする肥後の有力領主を押さえ込む必要があつた。そして、相良氏が南九州方面での戦闘に注力せざるを得なくなるといふ好機も手伝つて、大友氏は、彼らの掌握を一応成し遂げたのである。永祿七年(一五六四)に將軍・足利義輝から偏諱を授与された相良頼房が、大友氏の反対を受け、その後天正五年(一五七七)に至るまで一三年にもわたり、將軍偏諱を使用できなかった要因のひとつも、恐らくはこの力関係に求められよう。^(四五)ただし、その状況も長くは続かず、天正六年の第一次高城合戦(所謂「耳川合戦」)を契機に、大友氏の肥後諸領主への影響力も、大きく低下したと推測される。大友氏と肥後の諸領主との関係は、従来述べられてきたように、義武暗殺を機に、直ちに大友氏の影響下で安定化が遂げられた、というわけではなく、さらに細かく変動していたのである。

最後に、残された課題をあげて結びとしたい。

一点目は、天正年間における、菊池氏の動向の解明である。前述したように、『幸谷文書』には、相良氏の島津本宗家従属前後のもの^(四六)とみられる、島津本宗家権力発給文書が残されている。これをもとに、天正年間以降、特に島津本宗家への従属前後における、則直と相良氏の動向を明らかにすることができよう。なお、一部の島津本宗家側発給文書では、則直に対し、「人々御中」という脇付を用いている。^(四七) 稲葉氏は、菊池氏の存在を前提とした肥後戦国政治史の枠組みは、島津本宗家の肥後侵攻によつて完全に無意味化されたとしているが、^(四七) ある程度それが事実だとしても、則直をはじめとする菊池氏当主の権威自体は、島津本宗家への従属によつて即座に失われるもの

ではなかったのではないだろうか。また、義陽の戦死後、忠房家督継承までの相良氏において、則直が果たした役割についても、検討の余地がある。

二点目は、近世以降の、人吉藩家臣としての菊池氏の動向である。『幸谷文書』には、人吉藩家臣菊池家の『先祖附』にその名がみえる、則直の孫・隆充に宛てられたとみられる書状が少なくとも一点残される。『先祖附』によれば、菊池氏は、隆充が当主であった寛永一三年（一六三六）に、当時すでに改易されていた旧日向国縣（延岡）城主・高橋元種の三男を養子として菊池武貞と名乗らせ、家督を継がせたとする。この家系が、近世を通じて、人吉藩家臣として存続している。^(四八) 史料的限界は否めないものの、人吉藩家臣菊池家の成立過程について、『幸谷文書』所収文書などの近世初期の一次史料を用いて、明らかにする作業が求められる。

これらの課題については、いずれも後考を期したい。

【謝辞】本稿の執筆にあたっては、指導教員の仁木宏先生（大阪市立大学）にご指導頂いた。また、『相良家文書』の史料調査、並びに史料画像の掲載については、慶應義塾大学図書館から、『先祖附』の調査にあたっては、岸田裕一氏をはじめ、人吉城歴史館の皆様から、それぞれご高配を賜った。記して感謝申し上げます。

注

- (一) こうした見解は、【木村一九七三】や【松原二〇〇五】などに顕著である。
- (二) 今回、本稿執筆にあたり、人吉市教育委員会所蔵の『貫 属土族家家系調』（明治七年（一八七四）成立）に含まれる、人吉藩家臣菊池家の『先祖附』を実

見する機会を得た。『先祖附』には、則隆を初代として、義武・則直を経て、人吉藩家臣菊池家として最後の当主である、菊池淡水までの系譜が記されている。『先祖附』の内容に基づけば、近世菊池家の当主は、用人・執政・物頭兼大目付など、人吉藩の要職を務めた者がほとんどである。

- (三) 熊本県立美術館二〇一九
- (四) 稲葉二〇一九
- (五) 本稿では、【東京大学史料編纂所一九一七】の刊本を主に用いる。また、本稿執筆にあたり、慶應義塾大学図書館において、『相良家文書』の原本調査を行った。本稿では、特に菊池則直発給文書の花押分析において、原本調査の成果を利用する。なお、本稿中で引用する場合の史料番号は、慶應義塾大学図書館所蔵『相良家文書』に基づく。

- (六) 本稿では、【熊本中世史研究会一九八〇】の刊本を用いる。
- (七) 山本二〇一四
- (八) 荒木一九九〇
- (九) 木村一九七三
- (一〇) 田代・堂屋敷一九七二
- (一一) 鶴嶋二〇〇四
- (一二) 『相良家文書』午一六八号
- (一三) 『相良家文書』午一三八号
- (一四) 『相良家文書』午一七九—一号
- (一五) 『相良家文書』午一九五号
- (一六) 『相良家文書』午一九六号
- (一七) 『幸谷文書』
- (一八) 『八代日記』天文八年八月廿四日条
- (一九) 『八代日記』天文一三年八月廿七日条

- (二〇) 『相良家文書』 午一三八号
- (二一) 『相良家文書』 午一六八号
- (二二) 『八代日記』 天文廿三年二月廿六日条
- (二三) 『八代日記』 天文廿三年三月十二日条
- (二四) 『八代日記』 天文廿三年四月廿四日条、五月廿八日条、九月十日条
- (二五) 『八代日記』 天文廿三年十月一日条
- (二六) 『八代日記』 天文廿三年十一月七日条、十一月十二日条
- (二七) 『八代日記』 天文廿四年正月廿七日条
- (二八) 『八代日記』 天文廿四年二月五日条
- (二九) 『八代日記』 天文廿四年二月十七日条
- (三〇) 『八代日記』 弘治三年五月十九日条など。
- (三一) 『八代日記』 永禄二年四月九日条
- (三二) 荒木一九九〇、山本二〇〇七・二〇一四
- (三三) 『八代日記』 永禄二年四月十日条
- (三四) 広島県一九七八
- (三五) 『相良家文書』 午二〇〇号
- (三六) 『相良家文書』 午一六四号。なお、『八代日記』 天文廿三年五月十二日条には、菊池氏重臣とみられる人物として、「田嶋殿」と「吉弘民部少輔殿」が登場している。
- (三七) 菊池氏の筑後南部への関与については、中村知裕二〇〇〇「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」(『福岡大学大学院論集』三二―一)と、【稲葉二〇一九】を参照されたい。
- (三八) 『相良家文書』 午一九八号
- (三九) 『相良家文書』 午二〇一号
- (四〇) 『相良家文書』 寅二一号

(四一) 『相良家文書』 午二一四号

(四二) 『先祖附』には、菊池則直の嫡子として武益の名がみえるが、仮名は同じく「十郎」である。恐らく、則綱と武益は同一人物であり、初名の「則綱」から、後年に「武益」と改名したのだろう。

- (四三) 木村一九七三
- (四四) 松原二〇〇五
- (四五) 小久保二〇一六
- (四六) 『幸谷文書』 年未詳(天正一〇年カ) 正月廿九日付菊池則直宛伊集院忠棟書状など。また、同日付内田兵部入道宛新納忠元書状は、書留文言が「恐惶謹言」となっており、こちらも注目されよう。
- (四七) 稲葉二〇一九

(四八) 『先祖附』菊池武貞の項目より。なお、武貞の父である高橋元種は、秋月種実次男であり、養父は高橋鑑種である。また、人吉藩初代藩主・相良頼房の正室は秋月種実の娘であり、その間に二代藩主の頼寛が生まれている。今回は、このような菊池・相良・秋月・高橋の四家をめぐり、縁戚関係の形成については、十分考察が及ばなかった。こちらについても、今後の課題としたい。

参考文献

参考史料

- 熊本中世史研究会編一九八〇『八代日記』 青潮社
- 田代政嗣著・堂屋敷竹次郎訳註一九七二『新訳求麻外史』 青潮社
- 東京大学史料編纂所一九一七『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書ノ一』
- 広島県一九七八『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』

先行研究

- 荒木清二一九九〇「毛利氏の北九州経略と国人領主の動向―高橋鑑種の毛利氏方一味をめぐる―」『九州史学』 九八号

- 稲葉継陽二〇一九「室町・戦国期の菊池氏権力」熊本県立美術館『菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』図録
- 熊本県立美術館二〇一九『菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』図録
- 木村忠夫一九七三「大友氏の肥後支配」『熊本史学』四二号
- 小久保嘉紀二〇一六「將軍偏諱の授与とその認知―相良義陽の事例から―」『九州史学』一七三号
- 鶴嶋俊彦二〇〇四「研究ノート『八代日記』の人びと」『ひとよし歴史研究』九号
- 松原勝也二〇〇五「天文期肥後国情勢と相良・阿蘇・名和三氏盟約―大友氏による肥後国支配との関連―」『九州史学』一四一号
- 山本浩樹二〇〇七『戦争の日本史―西国の戦国合戦』吉川弘文館
- 山本浩樹二〇一四「戦国期西日本における境域と戦争」『史学研究』二八五号

菊池一族の信仰と造像活動について

萬納 恵介

はじめに

熊本県立美術館では令和元年（二〇一九）七月十九日より、特別展「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰」を開催した^{（注1）}。展覧会は弥生時代から近世に至る菊池川流域の歴史文化を追った初めての試みで、菊池一族の誕生から衰退までを可能な限り網羅したことが特色の一つだった。筆者は展覧会担当者として、また仏教美術の担当者として菊池川流域に伝来した仏教美術について図録に特論を寄せた。しかし、特論は先行研究に依拠した概説にとどまり、展覧会タイトルにもなっていない菊池一族の信仰について、踏み込んだ指摘をするまでには至らなかった。本稿は、展覧会終了後に得られた知見をもとに、改めて菊池一族の信仰について論ずるものである。

菊池一族の信仰といえば、まず、菊池武重による大智禪師招聘とそれにもなう聖護寺（菊池市）、広福寺（玉名市）の建立が挙げられる。また、武光は聖福寺（福岡市）から太方元恢を招き、その師・秀山元中とともに開山として正観寺を建立した、さらに、鎌倉五山に倣って、正観寺及び菊池郡内の五カ寺を菊池五山と定め、保護したことが知られている。

しかし、それらの活動にまつわる同時代の作例はごくわずかにとどまり、南北朝時代前後の一族の信仰の様相となると、これまで論じられることはほとんどなかった。特に、現在は菊池神社に安置されている僧形神坐像と、北宮阿蘇神社の男女神坐像十軀については、党首である菊池武朝が発願したことが、各像の墨書銘により知られるにもかかわらず、正面から取り上げられたことはほとんどない^{（注2）}。

そこで、本研究では、菊池一族によって発願制作されたことが確実な菊池市・菊池神社の木造僧形坐像、及び菊池市・北宮阿蘇神社の木造男神・女神坐像を取り上げる。これらはいずれも応永十年（一四〇三）に、南北朝時代末期から室町時代にかけて一族の当主であった菊池武朝をはじめ、一族によって制作された神像である。これまで神像という特性ゆえに美術史上や菊池氏の活動時期に当てはめて位置づけを検討されることはほとんどなかった。しかし、幸いにも近年書籍や先述の展覧会で紹介されたことで、神像研究の機運が増しているように思う。本稿ではこれらの活動を下地に、菊池氏の信仰と造像活動を探るものである。

一 神像について

まず、各像の詳細についてみていきたい。

(1) 菊池神社の木造僧形坐像^(注3)

本像は現在菊池神社歴史館内に安置されており、菊池武士の肖像と伝えられている。明治三年(一八七〇)の菊池神社創建に伴って移坐された際に生まれた伝承の可能性があるが、当主の座を弟武光に譲った後に出家したとされている武士の姿を彷彿とさせる。

〔形状〕

円頂。耳孔、鼻孔をあらわすが共に貫通しない。三道はあらわさない。左手膝上で持物(亡失)を執る。右手屈臂して胸の高さで持物(亡失)を執る。衣に覆われて坐勢は不明。

着衣は袖付きの内衣と法衣を着け、袈裟を偏袒右肩にして着け、左胸の位置で鐙を用いて吊る。

〔構造〕

体幹部は檜とみられる針葉樹の一材から彫出し、内刳は施さない。木心は中央左側に込め、木心から像の最外までは最大二四・八センチ。頭部差首。面部は耳前と顎下を通る線で別材を矧ぐ。頭部材・面部材それぞれに柄穴をあけ、面部材に差し込んだ柄を頭部材の柄穴の上側から差し込み、下にスライドさせて固定する。顎下から顎元にさらに別材を矧ぐ。両肩先は各縦一材、脚部は横一材を矧ぐ。左肩先材のみ楠材とみられる。両手首先、袖口は別材。彩色は白色顔料下地に、面相は白地に両目墨描、唇朱彩。着衣は通肩の法衣は桃色を帯びている。袈裟は不明。

〔保存状態〕

左手第二指先が欠損する。彩色各所に剥落があり、現存する彩色も剥離が進行する。

本像で特に注目されるのは、像底に次のような墨書銘が認められることである。

大願主□後守藤原□

武朝

願□宇治氏女慈俊

應永

すなわち、肥後守藤原武朝、つまり菊池武朝が大願主、宇治氏の娘の慈俊が願主となって制作されたと確認できるのである。制作年については、現状「應永」の年号しか確認できないが、『菊池風土記』巻三によれば、北宮、つまり現在の北宮阿蘇神社に安置されている神像のうち、武朝が大願主、慈俊が願主となっている神像には応永十年六月一日と記されているという。

大願主と願主が共通していることから、『菊池風土記』にいう神像が菊池神社像を指すことは間違いないとみられる。これにより、菊池神社像が応永十年六月一日に制作され、かつては北宮阿蘇神社に安置されていたと知られるのである。

菊池氏が代々藤原隆家の末裔と標榜してきたことは周知の事実であり、菊池氏発給文書においても、氏は藤原を使用していた。一方慈俊については、宇治氏とあることから阿蘇氏ゆかりの人物とみられる。

『新撰事蹟通考』所収の阿蘇氏系図によれば、恵良惟澄の娘は「菊池某妻」であるという。また、阿蘇家文書の正平十九年（一二六四）七月十日付けの「恵良惟澄讓状」に「菊池女房」とあるので、この時まで嫁いでいたことが確認できる。以上のことから、『新撰事蹟通考』では、「菊池女房」は菊池武政の妻であり武朝の母にあたるとの見解を示している。また、断定はしないものの、慈俊が同一人物にあたる可能性も示している。

詳細は後述するが、本稿で取り上げる神像群の墨書銘に登場する人物は、現在一般に知られている菊池氏系図には認められない人物で占められている。したがって、神像群は菊池氏の構成を知ることができる一次資料でもあるといえよう。

(2) 北宮阿蘇神社の木造男神・女神坐像^{〔注4〕}

北宮阿蘇神社は菊池川のほとりに鎮座する神社で、本殿には速瓶玉命が祭られている。創建年について社伝では、永和四年（一二七五）菊池武政の時と天授元年（一二七五）武朝の時の二説がある。江戸時代に編纂された『国郡一統志』や『肥後名勝略記』では武政創建とされているが、阿蘇品保夫氏が述べているように、武政は征西府と今川了俊の間でなされた合戦の陣中にあることがほとんどであったため、神社創建に携わることができなかったとみられる。本稿でも阿蘇品氏の指摘に従うこととする。

さて、神像は男神像、女神像それぞれでおおむね共通しているが、まず男神像についてみていきたい。

木造男神坐像 五軀

〔形状〕

簪が付属する巾子冠をかぶり、盤領の袍をつけ、袴をはいて坐す。左手の甲を外側にして両手を腹前で合わせ、笏を執る。

〔構造〕

ヒノキ。一木造。彫眼。彩色。

冠頂から地付きまで一材から彫出し、木心は像内に籠める。

持物についてはほとんどの像で亡失するが、その一に漆箔を施した笏の一部がのこるので、かつてはいずれも笏を捧げ持っていたのであろう。

面貌は、その1のみ眉根を寄せ険しい表情を見せ、他は眉根を寄せず穏やかだが、それぞれに実在の人物をモデルにしたかのように、細かな差異が見られる。

女神像については、いずれも頭髮を肩から背面に垂らし、髪際は堀あらわさない。両手は袖内で拱手する。さらに、掛帯を胸から左右上膊半ばにかけてわたし、背面中央で交差させ、先端を地付まで垂らす。着衣形式によって、2つのグループに分けられる。その1・2・5は、垂領の衣を三枚重ねて右衽に着ける（単一枚と桂二枚か）。これらに対し、その3・4は、盤領の袍を着ける。

〔銘文〕

銘文は一部に現状確認できないものがあるが、それぞれ像底に次のように墨書されている。

（男神像1）

大願主肥後守藤原朝臣□□

願主藤原又法師^{〔丸〕}

應永癸未六月一日

(男神像2)

大□

大願主藤原朝臣武朝

願主藤原都々丸

應永癸未六月一日 左四

※本文は斜めに書く。「左四」は異筆。

(男神像3)

願主肥後守藤原朝臣

武朝

右三 願主藤原道利

四 應永癸未六月一日

※「右3」「四」は異筆で斜めに書く。

(男神像4)

大願主肥後守藤原

武朝

左二 願主藤原朝臣道朝

應永癸未六月一日

※「左二」は異筆。

(男神像5)

大願□

六

※「六」は異筆

(女神像1)

□□原

□武朝

願主藤原氏女慈孿

應永□：

(女神像2)

大願主肥後守藤原朝臣

武朝

左五 願主藤原氏女道朝

四 應永癸未六月一日

※「左五」「四」は異筆。

(女神像3)

大願主肥後守藤原

朝臣武朝

六 願主藤原氏女東

左三

※「六」「左三」は異筆。

(女神像4)

仏匠播磨法輪

大願主肥後守藤原朝臣

武朝

右二 願主藤原氏女慈見

應永癸未六月一日

※「右二」は異筆。

(女神像5)

右□

大願主肥後守藤原朝臣武朝

願主藤原氏女□□

五 應永癸未六月一日

※「右□」「五」は異筆。

いずれも、菊池武朝が大願主とし、願主については、男神像は男性の名前、女神像は女性の名前を記し、応永十年六月一日に制作されたことが明らかである。

この墨書銘で注目されるのは、まず武朝以外の人物は一般に知られている菊池氏系図や、現存する文書には登場しない人物ということである。

名づけの傾向についてみると、まず男神像2の「都々丸」は、武朝の元服前の名が「賀々丸」で、同様の名づけとなっていることから、武朝の近親者で元服前の人物であることが想像できる。また、男神像4の「道朝」は、武朝と同様に「朝」の地を用いることから、同じく武朝縁故の男性とみられ、「道朝」と男神像3の「道利」は「道」の字の共通から近親者とみて間違いないだろう。

一方の女神像の墨書に登場する女性らについては、いずれも「藤原氏女」とあることからすれば、武朝の娘か、あるいは近親者とみられる。さらに女神像1の「慈燦」及び女神像4の「慈見」については、菊池神社の僧形男神坐像の「慈俊」、つまり武朝の母とみられる人物と「慈」の字を共通して用いることから、それぞれ「慈俊」とも近い関係にあったと想像できよう。

このように、本稿で取り上げる神像群はいずれも武朝および武朝縁故の人物たちによって製作されたことが明らかである。また、墨書銘が菊池神社像と北宮阿蘇神社像いずれも大願主、願主、年月日の順に記載されていることから、同時代に同じ背景のもとに制作されたと考えることができる。ただし、菊池神社像と北宮阿蘇神社像では像高が異なり、後述するようにことなる神を造形化したと考えられる。いずれにせよ、神像群は中世武士による神像制作の一例としてきわめて注目される存在と言える。

二 神像群の制作

本章では、神像群それぞれの尊格について検討したい。

まず先行研究において、平泉澄氏は^(注5)、北宮阿蘇神社像の造立は過去を回想した武朝の事業としたうえで、男神が武将、女神が貴婦人の風貌であること、願主が武朝をはじめとする菊池一家の女性または少年であることから、菊池家歴代の霊を祭るために作られたと推定している。ただし、平泉氏は、具体的に神像が武房か、武時か、武重か武光かをあらわしたかはわからないとする。

また、阿蘇品保氏は^(注6)、まず北宮阿蘇神社の勧請創建の歴史

と結びつけながら、神像群の制作を位置付けている。すなわち、阿蘇品氏によれば、北宮の地にはかつて菊池三明神を祭神とする社殿があった。

菊池三社明神は、阿蘇家文書の永享五年（一四三三）四月二十九日付け「菊池持朝契状」で触れられている神である。本文書では、菊池持朝が、阿蘇惟郷及び惟忠に対する宣誓を述べる中で、阿蘇大明神と並んで、「菊池三社大明神」の照覧に触れている。「菊池三社」、つまり菊池に所在する三社を尊崇していたことが知られるが、具体的な神名は明らかでない。阿蘇品氏は、現在の北宮阿蘇神社の祭神が阿蘇十二神の第十一神である国造神であり、境内摂社には八幡、若宮、春日、新宮、山崎、天満宮、稲荷社に祭られていることから、三社はこのうちのいずれかとしている。

ところが、南北朝末か室町初期になると、北宮、つまり阿蘇十二神の第十一神である国造神を勧請して社殿が新たに創建され、神像が制作された。勧請の時期としては、南北朝の内乱終了後、武朝が今川了俊の九州政策の一環として本拠を安堵されて守護代的立場を得て、了峻失脚後の九州の政治情勢中に実力で守護大名の地位を安定させたころ、すなわち、神像が制作された応永十年であるという。

このとき、国造神を勧請したのは、肥後の国土支配の原点からの継承を意味するものだったという。その背景には、幼年にして菊池氏の家督を継ぎ、紆余曲折がありながら最終的には実力で確保した肥後の守護の地位について、対外的正当性と内部の一族に対する正当性の理論が必要とされたことによる。神像は、そうして勧請された国造神に、弘和三年（一三八三）の「菊池武朝申状」で、太祖、

曩祖、先祖、高祖と冠する則隆、隆直、能隆、武房、さらに始祖である中の関白道隆の五人を隨身として制作されたもので、自身が彼らの後裔であり、広く一族に対しても崇敬を求められるべき人物であることを示したと結論付けている。

阿蘇品氏の指摘は、南北朝の対立だけでなく、一族の統制に苦慮しつつも肥後守護の地位を確保した武朝の立場を想定しつつ、神像の尊格を推測した点で注目すべきものである。たしかに、阿蘇品氏が指摘するように、北宮阿蘇神社が、宗家武朝の意図に添って祖霊鎮護の機能を加え、一族の代表者としての権威を肥後守としてその政治的地位と重ねて強調しようとするとき、神像の制作はもつとも効率的な方法であろう。こうして考えれば、武朝以下の一族が神像の制作に関与していること背景も納得がいく。

しかし、一つ問題となってくるのは、北宮阿蘇神社像の像底の墨書銘に異筆でそれぞれ次のような位置や漢数字が記載されていることである。

- 男神1 不明
- 男神2 左四
- 男神3 「四」「右三」
- 男神4 「左二」
- 男神5 「六」
- 女神1 不明
- 女神2 「四」「左五」
- 女神3 「六」「左三」
- 女神4 「右二」
- 女神5 「五」「右四」

このうち、男神3の「右三」、男神4の「左二」、女神2の「左五」、女神3の「左三」、女神4の「右二」、女神5の「右四」といったように、左右いずれかに漢数字を組み合わせるのは、神像を安置する際の位置を示したものである。もともと北宮阿蘇神社は、過去に幾度か焼亡し、再建されたことがあることもあつてか、現在の安置状況は必ずしもこの墨書に対応しているわけではないようである。

一方、男神3の「四」、男神5の「六」、女神2の「四」、女神3の「六」、女神5の「五」は、男神女神それぞれに同一の数字が記されているものがあることから、安置する際の男神女神の組み合わせと考えられる。つまり、夫婦神など特定の組み合わせに応じて神像がつくられたということで、現在確認できる限りでは、男神3と女神2は本来セットの関係にあるということである。

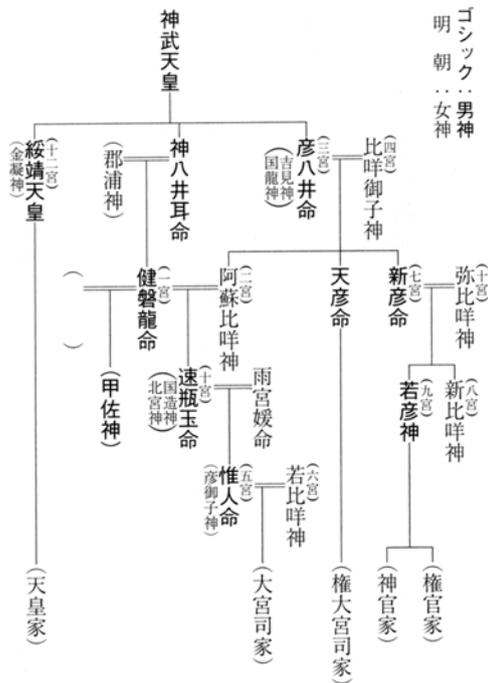


図1 阿蘇十二神系図 柳田快明『中世の阿蘇社と阿蘇氏』より転載

もちろん、阿蘇品氏が述べるように、異筆による追記がなされていることは、本来の神像の性格についての解釈が変化、混乱していることも考え得るが、一から六までそれぞれ二体ずつ同じ数字がふられていたとすれば、北宮阿蘇神社の神像は、合計で十二体存在していたことになる。

したがって、「菊池武朝申状」で特に触れられている五者より多くの神格が当てはまることになり、阿蘇品氏の指摘の通りには解釈できないことになる。

この十二体という数から、特に肥後地域で該当する神格をあげるとすれば、阿蘇十二神が想起される。

阿蘇の神々の原形は、阿蘇火山を取り巻く広い地域での火山神信仰と、阿蘇の開拓にかかわった人々の祖先神が合体して生まれたものである。『延喜式』巻十によれば、阿蘇郡の式内社として建磐龍命・阿蘇比咩・国造の三社があげられているが、阿蘇の神々はこれら三神が本来中核であった。そして、次第に他の神々が付け加えられ、それぞれの神々が阿蘇大宮司家をはじめ、その他の諸家の祖先神になるように編成され、最終的に建磐龍命を中心とした阿蘇十二神がまつられるようになった。

十二神の細部については、研究者によって若干の違いがあるが、阿蘇品保夫氏の場合は、図1のような系図を作成している(注7)。現在、阿蘇神社では、十二神を次のような構成でまつっている。

一の神殿(左手、いずれも男神)

- 一宮…建磐龍命
- 三宮…國龍神。
- 五宮…彦御子神

七宮…新彦神
九宮…若彦神

二の神殿（右手、いずれも女神）

二宮…阿蘇都比咩命。一宮の妃

四宮…比咩御子神・三宮の妃。

六宮…若比咩神・五宮の妃。

八宮…新比咩神・七宮の娘。

十宮…彌比咩神・七宮の妃。

諸神殿（最奥、いずれも男神）

十一宮…速瓶玉神

十二宮…金凝神

阿蘇品氏によれば、十二神の編成には複雑な背景や事情があり、その過程は三段階に区分されるという。ただし、少なくとも中世の時点で阿蘇十二神が男神七体、女神五体で構成されていることは知られていたらしい。

元亨元年（一一三二）三月三日付の「阿蘇社進納物注文写」は、三十三年に一度、肥後国棟別錢で神具を作り替える際、必要となる神具について記した文書であるが、それによると、「男体」七体分の衣服、刀、弓矢など、そして「女体」五体分の十二単、化粧道具などがあげられている。

また、阿蘇惟澄が大官司であった正平十五年（一一三六〇）三月十三日、阿蘇社が火災にあうが、延文五年（一一三六〇）三月十六日付「阿蘇社回禄時取出并焼失具足注文写」には、中川九郎入道成仏が神体十二体を救出したなどが記されている。

これら阿蘇文書に記載される神体が具体的にどのようなもので

あったかは明らかでないが、それぞれの神格に応じた男女神像であった可能性はあるであろう。

以上のことから、北宮阿蘇神社には、本来阿蘇十二神を造形化した現存の十体を含む十二体の神像が安置されていたと考えられる。

一方、菊池神社像については、僧形であるということから、いわゆる僧形八幡神像に該当すると考えるのが最も自然であろう。そして、同時代資料により菊池氏が八幡神を尊崇していたことも、この想像を補強する。

表は、菊池氏発給による起請文の一覧で、管見の限りでは十一通確認できる（表）。多くは大智禪師に差し出されたものだが、弥勒信仰、阿蘇大明神、東福寺のほか、四通で特に八幡大菩薩に対して宣誓するものであることが知られる。これには、延元三年（一一三八）の「菊池武重起請文」、いわゆる「寄合衆内談の事」もふくまれており、一族の結集を図るうえで、八幡神の存在がきわめて大きなものとして扱われていることが確認できる。このように起請文に八幡大菩薩が頻繁に登場するのは、菊池氏は古くから八幡信仰をもち尊崇していたと言えるのではないだろうか。したがって、菊池神社像の造像も古くからの信仰にもとづいたもので、北宮阿蘇神社像十体と比べると一回り大きいことや、像底墨書銘に武朝とその母という一族の中心というべき存在の名があることから、八幡神が最も重要視されていたと考えることができよう。

この認識は、江戸時代のある時期まで共有されていたことが安政二年（一八五五）に、菊池川水源の溪谷から玉名郡滑石の河口まで

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出	宛所	神仏
1	延元三年	1338	七月廿五日	菊池武重起請文	武重	松尾、惣坊主衆中	弥勒 八幡大菩薩
2	延元三年	1338	八月十五日	木野武茂起請文	木野武茂(武時5男)	鳳儀山聖護寺	鳳儀山聖護寺 阿蘇大明神
3	延元四年	1339	六月二日	菊池武敏起請文	武敏	鳳儀山聖護寺?	七仏五十余代仏祖並びに天龍護法善神 弥勒
4	興国三年	1342	三月十七日	木野武直起請文	木野武直	鳳儀山聖護寺?	鳳儀山聖護寺
5	興国三年	1342	五月三日	源長弘・藤原武澄・藤原惟武等 六名連署起請文	源長弘ら6名	鳳儀山聖護寺?	七仏五十余代仏祖並びに天龍護法善神 弥勒
6	興国三年	1342	六月 日	菊池一族連署起請文写	菊池武経ら15名	東福寺法印御坊	輪足山七仏三十三神並びに天龍護法善神 阿蘇大明神
7	興国三年	1342	八月七日	菊池乙阿迦丸起請文	乙迦丸	鳳儀山聖護寺?	七仏五十余代仏祖並びに天龍護法善神
8	興国三年	1342	八月十日	菊池武士起請文写	菊池武士	寄合衆(嶋崎勘解由、林原与三、須屋 刑部、城野対馬)	八幡大神宮
9	興国三年	1342	八月十日	菊池武士起請文	菊池武士		八幡大菩薩
10	興国五年	1344	正月十一日	菊池武士請文	菊池武士	鳳儀山侍者御中	
11	天授六年	1380	七月十八日	菊池武興起請文寫	武興		八幡大菩薩

表 菊池氏発給起請文一覧

を二千分の一で描いた測量図「菊池川全図」によって確認することができる(図2)。絵図の現在北宮阿蘇神社が建つ地には神社の社殿と森が描かれているが、注記は「八幡宮」となっている。これが当時八幡神を主祭神としてまつていたことから書き込まれたのかは明らかではないが、少なくとも当時において八幡神が重要な位置を占めていたことは間違いないだろう。

では、一方の阿蘇十二神の造形化についてである。

先にみたように起請文にも阿蘇大明神は登場するが、肥後国鎮守として登場するにすぎず、菊池氏にとって特別に尊崇の対象だったとは言いつれない点があり、神像を制作する理由としては若干疑問がある。そこで、応永前後の菊池の動向を探ってみると、阿蘇氏との関係性が制作のきっかけとなった節がある。

三 応永期の菊池氏の動向について

それでは、神像群が制作された応永期、菊池氏はどのような位置にあったのであろうか。

周知のように、文中元年・応安五年(一二七二)、室町幕府より九州探題に任じられた今川了俊が九州に到着すると、各地で南朝勢を撃破し、太宰府を制圧していた征西府は大宰府から筑後高良山に撤退せざるを得なくなった。その後は、菊池武光、武政と菊池氏は一族の柱石たる当主が相次いで死去。武政の跡を継いだ賀々丸(武朝)は未だ元服前の年少であった。やがて高良山からも撤退し、菊池氏は再び肥後に本拠を置くが、弘和元年・永徳元年(一三八一)には



図2 「菊池川全図」部分 菊池市教育委員会提供

拠点とする菊池郡の隈部山城が陥落し、南朝勢は八代へ退却。以後、元中八年・明德二年（一三九一）に八代征西府が攻略され、九州探題に降伏するまで、菊池氏は先祖代々拠点としてきた菊池に戻ることにすらし難しい状況が続いた。

この間、菊池氏は諸方に合力を依頼する文書を差し出しているが、とりわけ阿蘇氏に対しては言葉を尽くしている様子がかがえる。阿蘇氏は肥後国一宮阿蘇社の大宮司家であり、阿蘇氏が持つ肥後国

内への影響力の大きさや軍事力の強大さは、菊池氏にとって古くから重要視されていた。

最も早い時期では、平安時代末期の源平合戦の折、当時の菊池氏惣領隆直は、南郷大宮司阿蘇惟安や、益城軍の有力勢力木原守実らとともに平家に反旗を翻している。征西府の活動を支える重要な基盤だった。その重要性は、今川了俊下向に端を発する軍事的不振により、相対的に高まっていた。

たとえば、応安六年に亡くなる武政は、この年だけで五通の書状を阿蘇惟武に送っているが、四月四日付の書状では、「天下の大事、私の浮沈は今この時であり、公方（征西將軍宮）から自分宛ての御教書を心得のために進上するので見てほしいと懇願している。そして、眼病で自筆書状は困難だが、同心に感謝し、「書状では気持ちを尽くすことができません。（中略）ぜひともお目にかかりたいです」とまで述べている。

この頃の菊池氏と阿蘇氏の関係について、崎山勝弘氏は（注8）、武政期に阿蘇氏との関係が肥後国誌・守護—国人関係から対等の同盟関係に変化したと評価した。当初、武政から阿蘇氏に対する書状では私的な依頼として征西府への協力が呼びかけられているが、後には武政が阿蘇氏の所望を征西府に取り次ぎ、征西府もその保証を約束している。

もともと、崎山氏に対し、山本隆一郎氏は（注9）、肥後国司・守護としての菊池氏と、国人としての阿蘇氏の関係からはより対等に近い関係になったという側面はあるにせよ、政治交渉の面では、依然として菊池氏は征西府への注進を行なう存在として阿蘇氏の誘引に努めた、つまり対等関係とは評価できないと述べている。

武政亡き後も、文中三年十二月二十五日付の書状では賀々丸の幼名で惟武に合力を願い、翌五月六日にも、自分の花押すら書けない賀々丸に代わって、側近が長文の書状をしたためて送っており、惟武への期待度が高まっていたことは明らかである。

しかし、柳田快明氏によれば^(註10)、惟武の訴訟に関する要求に征西府が即座に対応できていないことがうかがえるので、惟武からしてみると菊池氏、引いては征西府の対応は必ずしも満足できるものではなかったらしい。

やがて、惟武は永和三・天授三年八月に戦死したと伝えられ、あとを継いだ惟政は若年で、南朝系大宮司、菊池氏双方にとって厳しい状況が続くことになった。

そうした状況は、今川了俊による八代征西府攻略によって大きな変化を迎える。当初今川氏による懐柔に激しく抵抗していた武朝だったが、最終的に了俊と妥協することで延命を図り、菊池氏が肥後守として存続できるように政治的な判断を下すことになった。了俊としても、菊池氏やその与同勢力との衝突による被害を減らし、彼らを利用して九州探題の勢力を拡大しようとする狙いがあった。この了俊の対菊池氏政策は、阿蘇氏に対しても大きな影響を与えた。明徳四年(一三九三)七月晦日、了俊は北朝系大宮司にあたる阿蘇惟村に書状を送り、「阿蘇南郷大宮司」として、阿蘇大宮司職、四社領を安堵し、神事を興行することを求める。

その一方で、肥後守(武朝)に対し、菊池氏本宗家の延命と肥後守の立場を認め職務の遂行を命じる中で、阿蘇惟政(南朝系)の知行地を保証している。これはいわば今川氏による阿蘇大宮司家の南朝系、北朝系という分裂・並立状態を公認であり、双方への影響力

を保持するものであった。

菊池氏からしてみれば、南北朝合一後が果たされた後になっても、南朝系として内乱中から深く接近していた惟政の立場が、今川氏自らによって保障されていたということで、引き続き阿蘇氏への影響力を保持できるというわけである。

こうした状況は今川了俊が九州探題として在任している間継続されたが、了俊解任後に引き継いだ渋川満頼は、惟村に接近した。応永四〜五年に社職神領および四社領の四至堺、本領を安堵。その後、所領の安堵や守護職、国府などの預け置きなどにかかる預かり場や書状が頻繁に出されている。

一方惟政は、幕府の上意には従うが、それ以外については否定的な態度を示しており、九州探題は惟村を優遇する傾向を示していた。こうした状況は、肥後への影響を強めようとする渋川氏を警戒していた菊池氏としては、到底認められるものではなかった。惟村を介して渋川氏が介入してくるとなれば、肥後守としての立場が脅かされる可能性があったからである。

神像群の制作、特に阿蘇十二神の造形化は、これら政治的な状況の変化に対応してのことだったのではないだろうか。すなわち、阿蘇十二神の神像の制作により、大宮司家の注目を寄せ、渋川氏の介入に対抗する狙いがあったのである。

おわりに

以上、ここまで述べてきたように、本稿では北宮阿蘇神社および菊池神社に現存する、菊池武朝発願の神像群について、その尊格と

制作背景について述べてきた。

まず、神像それぞれの概要について述べたのちに、像底墨書銘に登場する人物について、武朝との関係性について考察した。その結果、いずれも武朝とごく近い近親者であることが確認され、従来から指摘されているように、神像群は武朝以下菊池氏の一族によって製作された。そして、菊池神社像は菊池氏が最も信仰を寄せていた八幡神を造形化した作例であり、北宮阿蘇神社像は本来十二体からなる阿蘇十二神の造形化であることを明らかにした。これらの制作背景には、南北朝後期から室町初期までの菊池氏の微妙な立場があった。具体的には、菊池神社像は菊池氏が最も信仰を寄せていた八幡神の造形化により、困難な状況下での菊池氏の家督を武朝が継承することの正当性を証明することが意識されていた。一方の北宮阿蘇神社像は、動乱の中、もともと重視していた阿蘇氏に配慮して阿蘇十二神を造形化することにより、両社の結束をより強固なものとし、今川了俊去った後に九州への影響を強めようとする渋川氏に対応する意図があったものと考えられるのである。

少なからず推測に基づく解釈で、誤解も多々あると思われるが、その成否についてはご叱正を乞うものとして、ここで擱筆としたい。

注1 「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰」展(熊本県立美術館、二〇一九年七月十九日〜九月一日)。
詳細については同展図録(熊本県立美術館編集・発行、二〇一九年七月)を参照されたい。

注2 神像の基本的なデータは、これまでに『県内主要寺院歴史資料

調査報告書(一)(城北地区)』(熊本県立美術館、一九八二年)、『神像彫刻重要資料集成4 西日本篇』(国書刊行会、二〇一八年)に掲載されている。

注3 調査は平成三十一年二月十四日に実施し、筆者のほか、熊本県立美術館の有木芳隆氏と山田貴司氏が調査に参加した。

【法量】(cm)

像高 四九・一

頭頂―顎 一七・八

面張 九・九

面奥 一五・七

耳張 一〇・九

肩張(三道下) 二五・二

胸奥(中央) 一四・一

臂張 三二・一

腹奥一五・五

膝張三五・一

注4 調査は平成三十一年三月二十五日に実施し、筆者のほか、熊本県立美術館の有木芳隆氏と石丸美穂子氏、崇城大学・中西真美子氏にご協力いただいた。各像の法量は表の通り。

注5 平泉澄『菊池勤王史』(菊池氏勤王顕彰会、一九四一年)。

注6 阿蘇品保夫『菊池一族』(新人物往来社、一九九〇年)

注7 阿蘇惟之編『阿蘇神社』(学生社、二〇〇七年)。阿蘇品保夫

「阿蘇十二神の成立」(『日本歴史』四九三、一九八九年)。

注8 崎山勝弘「征西府の肥後国支配」(今江広道編『中世の史料と制度』続群書類従完成会、二〇〇五年)。

表 北宮阿蘇神社神像法量一覽

木造男神坐像		木造女神坐像										
像高	冠下高	冠一顎	冠下一顎	面張	面奥	耳張	肩張	胸奥(中央)	胸奥(中央)	臂張	腹奥	膝張
その一	五三・一	三九・六	二六・二	一二・〇	九・三	一〇・六	一二・七	一一・三	一一・三	一〇・六	一一・三	一一・三
その二	五二・三	三九・五	二四・一	一〇・一	八・一	一〇・四	一一・三	一一・三	一一・三	一〇・四	一一・三	一一・三
その三	五一・二	三八・二	二四・八	一一・一	八・八	一〇・五	一一・四	一一・五	一一・四	一〇・五	一一・四	一一・四
その四	五七・六	四三・三	二七・六	一二・四	八・九	一〇・五	一一・六	一一・六	一一・六	一〇・五	一一・六	一一・六
その五	五一・九	三八・九	二四・三	一一・七	九・一	一〇・六	一一・二	一一・二	一一・二	一〇・六	一一・二	一一・二
その一	四〇・二	一三・八	八・六	一〇・六	一八・三	二二・九	一三・五	一三・五	一三・五	二二・九	一三・五	二二・九
その二	三六・四	一三・六	八・三	九・三	二〇・〇	二二・八	一三・三	一三・三	一三・三	二二・八	一三・三	二二・八
その三	三四・九	一二・八	七・九	一〇・七	一八・一	二二・八	一二・四	一二・四	一二・四	二二・八	一二・四	二二・八
その四	三九・六	一三・七	八・五	一一・〇	一九・七	二四・八	一四・九	一四・九	一四・九	二四・八	一四・九	二四・八
その五	三六・二	一三・五	八・二	一〇・五	一八・九	二三・六	一三・二	一三・二	一三・二	二三・六	一三・二	二三・六

注9 山本隆一郎「南北朝後期菊池氏の政治的動向」(『九州史学』一七一、二〇一五年)。

注10 柳田快明『中世の阿蘇社と阿蘇氏―謎多き大宮司一族―』(戎光祥出版、二〇一九年三月)。

その他参考文献
志方正和「菊池氏の起源について」(『熊本史学』一五・一六合併号、一九五九年)

工藤敬一「杉本尚雄「菊池氏三代」・川添昭二「菊池武光」」(『熊本史学』三二、一九六六年)

史学』三二、一九六六年)
広瀬良弘「曹洞宗地方展開に関する一考察―大智と肥後国菊池氏の場合―」(『駒沢史学』二一、一九七四年)
木村忠夫「大友氏の肥後支配」(『熊本史学』四一、一九七三年)
工藤敬一「鎮西養和内乱試論」(『法文論叢』四一、一九七八年)『莊園公領制の成立と内乱』思文閣出版、一九九二年十一月)
工藤敬一「菊池氏と阿蘇氏」(『南北朝遺文月報』二、一九八一年)
『菊池市史』上(菊池市、一九八二年)
杉本尚雄『菊池氏三代』(吉川弘文館、一九八八年四月)
工藤敬一「菊池氏」(『九州の名族興亡史』新人物往来社、一九八九

年)

鈴木格禪「弥陀大智と菊池一族」『印度学仏教学研究』三八―一、一九八九年)

青木勝士「肥後菊池市の守護町「隈府」の成立―十五・六世紀の地方政治都市構造の復元」『熊本史学』七二・七三合併号、一九九六年)

青木勝士「肥後菊池市の居館跡と守護町「隈府」」『月刊考古学ジャーナル』415、一九九七年四月)

飯沼賢司『八幡神とはなにか』(角川書店、二〇〇四年六月)

達日出典『八幡神と神仏習合』(講談社、二〇〇七年八月)

川添昭二『菊池武光』(戎光祥出版、二〇一三年六月)

(付記)

本稿執筆にあたり、調査や画像掲載については、菊池神社宮司戸高八徳氏、同社禰宜前田澄輝氏、北宮阿蘇神社宮司佐藤信清氏、菊池市教育委員会にご高配を賜りました。また、執筆にあたってご指導、ご教示を賜りました方々に心から御礼申し上げます。



背面



正面

木造僧形男神坐像
菊池市・菊池神社



背面



正面

木造男神坐像（その1）
菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造男神坐像（その2）
菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造男神坐像（その3）
菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造男神坐像（その4）

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造男神坐像（その5）

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像（その1）
菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像（その2）
菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像(その3)

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像(その4)

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像（その5）
菊池市・北宮阿蘇神社

博多遺跡群店屋町工区一七五号土坑の再検討

—元弘三年・菊池一族埋葬推定地をめぐって—

楠瀬慶太

はじめに

福岡市の博多遺跡群店屋町工区D区の発掘調査で見つかった火葬頭骨集積遺構と一七五号土坑は、多数の刀傷を持つ焼け焦げた百体以上の頭骨と首なし人骨がまとまって集められた遺構として注目されている（折尾ほか一九八六）。京都・東福寺の僧・良覚の記録『博多日記』の記述や遺構の立地、人骨学的な分析から、元弘三年（一三三三）三月、後醍醐天皇に呼応した菊池家十二代・武時ら一族が博多の鎮西探題を襲撃して敗れ、処刑された一族の首級が集められて焼かれた遺構と推測されている（折尾ほか一九八六、永井一九八六、富岡ほか二〇一七）。なお、『博多日記』には菊池一族二百人が処刑され首を切られたことは書かれているが、記述が途中までで遺体や骨を集めて供養や埋葬を行ったという記述はない。

火葬頭骨集積遺構では出土遺物は報告されていないが、一七五号土坑では土師器皿・杯各1点と土師質の火舎香炉1点が出土遺物として図示されている。また、未報告資料には焼け焦げたタール状の黒色物質（人間の油か）がこびりついた土師器皿・杯が数十点出土し、完全な共伴遺物ではないが、遺構から陶磁器類も出土している。

筆者は二〇〇六年にこれら未報告資料を実見し、その形態や特徴、遺構の検出状況、人骨の分析結果などから元弘三年の菊池一族処刑に関する遺構に伴う実年代資料として矛盾がないと判断し、博多遺跡群の土師器の編年研究に使用した（楠瀬二〇〇七）。

当時は資料を軽く実見したのみで詳しく調査、検討しなかったが、タール状の黒色物質がこびりついた完形の土師器などは副葬品の可能性があり、処刑された菊池一族の遺体が供養後に埋葬されたことを示唆する遺物である。また、謀反人として処刑され、首級を晒された菊池武時だが、福岡市内には武時を弔った史跡も多数残されている（桃崎二〇一三）。こうした史跡も、後代に武時がどのように福岡の人々に捉えられたかを考える意味で重要なものである。

本稿では、まず人骨とともに出土した未報告の土師器類を再調査し、実測図とともに報告し、実年代資料としての位置付けを再確認する。続いて、一七五号土坑の埋葬地としての立地や土師器以外の共伴遺物、『博多日記』の記述等を再検討することで、菊池一族が供養・埋葬された可能性を探ってみたい。

一、研究史と研究の視点

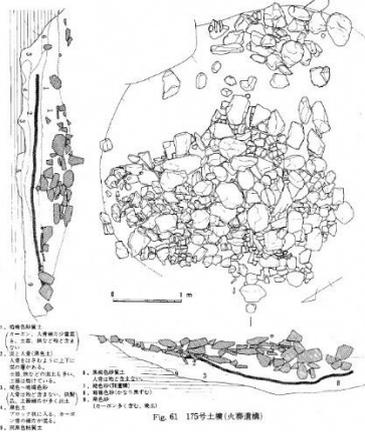
元弘三年の菊池一族処刑に関わる研究史を再検討し、研究の視点を整理する。

(二) 遺構と人骨の分析

一七五号土坑・火葬頭骨集積遺構については、永井昌文氏、折尾学氏、富岡直人氏らが人骨や遺構の分析から、菊池一族の処刑に伴うものと推定している。まず、調査報告書（折尾ほか一九八六）や富岡氏らの整理（富岡ほか二〇一七）から遺構の検出状況を確認する。

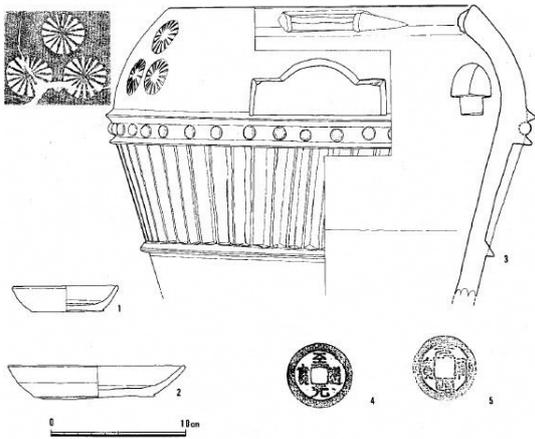


第1図 火葬頭骨集積遺構



第2図 一七五号土坑遺構実測図

DⅠ区の火葬頭骨集積遺構は、溝状遺構で幅約一〇〇cm、長さ約二八〇cm、深さ約三〇cmにわたって頭骨と頸椎が多数焼かれた状態で散在していた。遺構は一四世紀前半に廃絶されたとみられる八号溝の上部にあり、廃絶直後の浅いくぼみを利用して作られている。またDⅡa・b区で確認された一七五号土坑は、直径四mの円形土坑で、床面の砂は赤く焼けてその上の木炭を多量に含む層に焼かれた頭蓋骨以外の人骨を含む層がある。遺体に伴う脂肪がター



第3図 一七五号土坑出土遺物

常にも多量の燃料が遺構に持ち込まれ、骨が燃焼されたと考えられる。「埋存状況は、焼成後に土がかかれ、土中に埋納されたことをうかがわせる」と推定。同時期に形成されたと推定される隣接遺構の共伴遺物から頭骨集積遺構を一四世紀前半と推定している。一七五号土坑では、新たに資料から一点後頭

ル状になって砂を固めている。最上部に五〇cm大の大石や礫が置かれている。火葬後の覆土には多くの遺物が確認されているが、火葬時の層から出土した遺物は「土師器皿類と鉄釘等」「土師小皿と杯、土師質の火舎」でいずれも表面が火熱で焼け、タール状付着物がかなりの部分を被っている(図3)。報告書では、斬首後の頭以外の遺体が肉付きの状態で見つかりたと推測するが、遺物の副葬品としての可能性には言及していない(折尾ほか一九八六、折尾一九八八)。富岡氏らは調査資料を再検討し、頭骨に多く見られる刀創の特徴から、戦闘または処刑により斬首された遺体が複数見られることを指摘し、『博多日記』に見られる菊池一族処刑の記述との符号を指摘した永井氏の分析(永井一九八六)を肯定した。頭骨集積遺構は「底面に二〇cm前後の扁平な石を敷き、その上に薪と首級を置いて燃焼させた」「焼成時には非

部破片が確認されたが、炭化物を多く伴う火葬遺構であり、斬首後の胴部の処理を専ら行つた遺構として位置付けている。また、人骨は大部分が成人であるが、その中に未成年や幼児の骨が含まれることも指摘している（富岡ほか二〇一七）。

研究史から二つの遺構は、いずれも火葬を伴う一四世紀の埋葬遺構であり、『博多日記』の菊池一族処刑の記述との整合性が指摘されている。ただし、遺構出土遺物の検討は不十分で、未報告資料を含めた遺物の分析が、火葬や埋葬の状況を探る材料となりそうである。

（二）『博多日記』の記述と遺構の立地

次に『博多日記』の菊池一族処刑に関わる記載を詳しく確認しておく。『博多日記』は、嘉暦四年（一二三二）に博多の承天寺に寄宿していた京都・東福寺の僧・良覚が書いた「東福寺領肥前国彼杵荘文書目録」の裏書きの年代風的記録である。日記と目録の年代は異なるが、筆跡が同一であることから作者は良覚であると考えられている（川添一九六六）。『博多日記』の史料的位置付けについて分析した森茂暁氏は、良覚が体制側（鎌倉幕府側）の立場で、任務や職務をとおして鎮西探題や九州各国の守護を兼ねる引付頭人と日常的に交流していたと指摘する。そのため、記述は鎮西探題からの情報を元に記された可能性がある。また、日記は菊池合戦に始まる元弘の乱の推移と地方の動向を東福寺に報告する目的で作成されたと推測。記述の類似性から軍記物語『太平記』の素材の一つになった可能性も指摘し、菊池氏拳兵と処刑までの状況が追える同時代史料として使用できることを示唆している（森二〇〇六）。

菊池一族処刑に関して『博多日記』は「サテ合戦過テ筑州江州以下鎮西人々被参御所、即菊池入道子息三郎寂阿舍弟覚勝頸以下若党

等頸被懸犬射馬場、寂阿三郎覚勝三人力頸ハ、始四五日ハ不被懸、後ニ被懸之、寂阿並子息三郎覚勝頸ハ、別ニ被懸之、夜ハ取テ被置御所、十ヶ日計アリテ、以釘被打付、札銘ニ云、謀叛人等頸事、菊池二郎入道寂阿、子息三郎、寂阿舍弟二郎入道覚勝云々、菊池方手負人等落行之處、國々ヨリ博多ニ馳上ル勢共行向討取之、頸ヲ取進之間、大射馬場ニ三重ニ被懸之、五所ニ木ヲユイワタシテ被懸、其後亦連々ニ自所々取進落人頸二百餘也」と記している。

元弘三年三月一三日、鎮西探題に攻め込み討ち取られた菊池武時（寂阿）ら一族七十人あまりは処刑され、すぐに鎮西探題側にあつたとされる「犬射馬場」に首がさらされた。武時ら武将の首には「謀叛人等頸事」などと札銘で名前が記されていた。木と木の間に紐をかけた五ヶ所に首が懸けられ、各所から送られてきた一族の落人の首二〇〇余がさらされたことが記されている。記述は四月初旬までしか残されておらず、いつ火葬などの首級や胴体の処理が行われたかは不明である。

折尾氏は、『博多日記』の記述と一七五号土坑・頭骨集積遺構を対象化し、①一族の首が懸けられた犬射馬場は現在の馬場新町と考えられ、出土地点と隣接している②懸けられた首二〇〇余と出土首級一一〇体は相違するが、後世の削平も考慮すれば妥当③武時の孫や若党も討ち取られており、出土首級に未成人が含まれても不自然ではない④出土首級が火葬されたのは寺院の多い博多では当然の弔い作業であった⑤合戦の跡の刀創も出土首級に刻まれている⑥討ち入りと遺物の年代観が一致する⑦五月二五日に鎮西探題が減ぼされており北条氏の首級の可能性がある⑧などと指摘して、菊池一族の埋葬地として推定している（折尾一九八八）。

遺構の立地について、『博多日記』の記述から博多の都市を復元した大庭康時氏は、菊池一族の首級と断定する根拠はないとしながらも、遺構は茶毘や火葬が行われた点から見て屋敷地内や町屋の一角でなく、開放的な空き地であったと推測する(第4図)。さらに首が市で行われる場合も多いことから、博多の犬射馬場も市が立つ空き地であった可能性を指摘している(大庭二〇一九)。

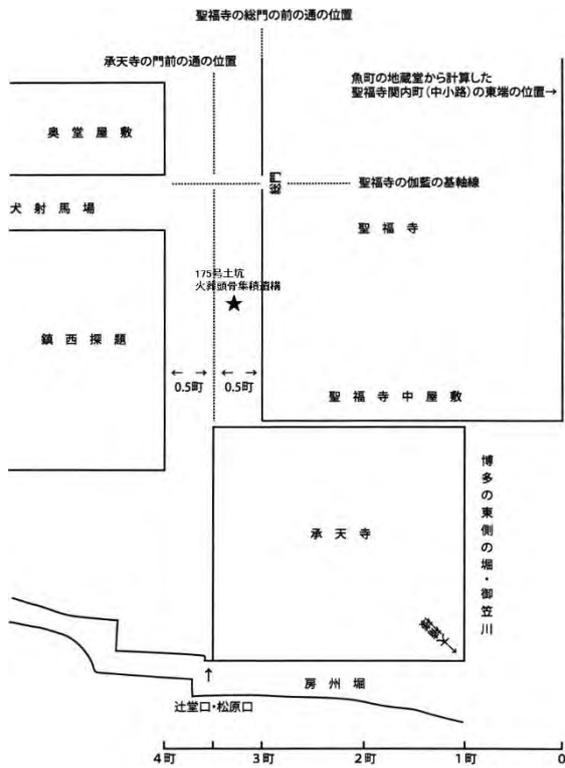
また、佐藤鉄太郎氏も『博多日記』などから都市景観を復元している(佐藤二〇〇九)。鎮西探題館については、博多遺跡群の発掘調査から、北条氏の家紋である三鱗紋が刻まれた土製円盤や鎌倉的志向の見られる青磁香炉が出土している一七二次調査区と七九次調査区が有力視されており、聖福寺と鎮西探題の間に一七五号土坑と火葬頭骨集積遺構は立地することになる(図5)。



第4図 『博多日記』による都市博多の復元

研究史や発掘成果から、一七五号土坑と火葬頭骨集積遺構は鎮西探題と隣接し、人骨の分析からも明らかになった特殊な状況から一四世紀前半という鎌倉末期の戦乱に伴うものである可能性が高い。現状菊池一族と断定する明確な根拠は確認されていないが、遺構の立地や出土状況は、『博多日記』記載の菊池合戦や元弘の乱に伴う遺構と推測される大きな根拠となっている。

一方で、遺構を菊池一族埋葬地と仮定した場合の『博多日記』の遺体処理に関する記載の詳細な検討は行われておらず、三月・四月の記載をもう一度見直して読み解いてみる必要がある。また、火葬による人骨処理遺構が偶発的に発生したものなのか、大庭氏が指摘したような周辺の場所性によるものなのかも検討の余地があると考



第5図 鎮西探題と一七五号土坑の位置推定図

える。

(三) 研究の視点

先行研究はいずれも遺構の検出状況や文献記載との整合性が埋葬地推定の根拠であり、考古学の年代決定の基礎的な方法論である遺物の検証や都市博多全体での遺構の位置付けがほとんど行われていない。本稿では、まず一七五号土坑がある店屋町工区の都市博多内での埋葬地としての立地に着目する。博多遺跡群内での墓や石塔などの埋葬遺構の時期別分布を検証し、なぜ店屋町工区が大量の人骨の埋葬地として選ばれたのかを考えてみたい。次に博多遺跡群全域で出土した土師器の分類編年研究(楠瀬二〇〇七)をもとに、改めて考古学的な共伴遺物の年代の再検証を行う。未報告資料を分析することで、遺構の年代観や遺物(副葬品)と供養の関係を検証する。また、『博多日記』の記載を分析することで、遺構が菊池一族埋葬地である可能性や供養の有無の検証を補強してみたい。

二、埋葬地としての聖福寺門前

一七五号土坑と火葬頭骨集積遺構が検出された店屋町工区は、鎮西探題館と聖福寺の間にある。どちらかという聖福寺に近く、その門前という立地である。当地が一四世紀前半に埋葬地となった背景を、都市博多内の埋葬遺構分布の変遷から探ってみたい(二)。

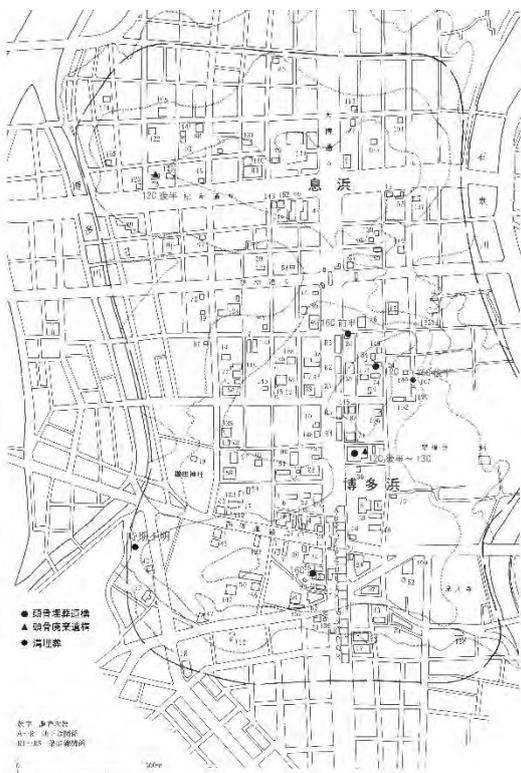
(一) 頭骨埋葬遺構

『博多日記』には、菊池一族が首を切られ、犬射馬場にさらされたことは書かれているが、記述は途中で終わっており、埋葬地がどこなのかは分からない。二〇〇体に登る首級や胴体を都市外に運んだとは考えがたく、都市内で処理されたと考えられる。博多遺跡群

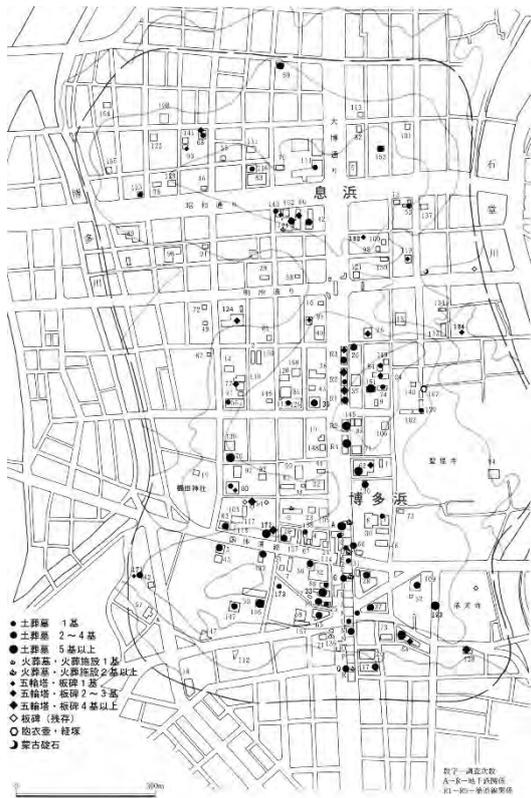
内に店屋町工区以外に人骨の大量埋葬遺構がないかまず確認する。遺跡群内に少数の頭骨が出土した遺構は八件検出されているが(第6図)、集積遺構以外に多数の頭骨を伴うものは確認されていない。多数の胴体と頭骨が近場にあるのは店屋町工区のみであり、ここが菊池一族埋葬地として推定できる唯一の遺構である。

(二) 埋葬遺構の分布と変遷

次に古代・中世の埋葬遺構の分布(第7図)を見る。人骨や副葬品が共伴し墓と認定された遺構、形状などから墓と推定された遺構、五輪塔などの供養塔も含めて約三〇〇件が確認されている。分布は散在傾向にあるが、中世後期に発展する北側の息浜(沖浜)に比べて、古代から拠点となった南側の博多浜に多く遺構が分布している。大庭氏の整理によると、都市博多では中世前期は古代からの伝統を引く土坑墓・木棺墓が主流だが、一三世紀に入ると急速に廃れ始



第6図 博多遺跡群頭骨出土遺構



第7図 古代・中世の埋葬遺構の分布

める。土坑墓・木棺墓はそれ以降あまり見られなくなり、一四世紀前半頃に遺跡群の一角に石塔群や火葬墓・火葬施設が集中的に営まれ、それ以降は都市内に墓が営まれることはほとんどなくなるという。都市内の石塔群も骨を納めない「詣り墓」であり、この時期に墓が都市外に出されたことを指摘している（大庭一九九二a・b、一九九六、二〇〇一、二〇〇二）。

また、大庭氏は、中世前期の土葬墓は日本人の居住域と考える場所に位置しており、日本人の墓と考えた。一方、住蕃貿易に従事した宋人達は、一一世紀後半には博多浜の東側（後の聖福寺）に堂舎を営み、埋葬されていたが（亀井一九八六）、一二世紀後半になると、宋商人の居住は東の日本人居住区全体に拡大し、混住状態が進むのと並行して、宋人墓地は都市外に移動し、跡地は「霊地」として宋人の管理下に置かれたと考えた。このように、博多浜での土葬墓の

分布を日本人の居住域とみなして、住民の住み分けを読み取るという分析を行った。その後の資料の増加によって、息浜の西側で陶磁器を副葬せず、土師器や和泉型瓦器碗を埋葬する土葬墓群が見つかり、それらに都市部の屋敷墓とは異なる階層の被葬者を想定し、息浜が新たに葬送の場として利用された可能性を指摘している（大庭一九九六）。また、一四世紀以降の埋葬遺構の減少について、墓を都市の外に出すという現象は実質的な都市化と都市的な自覚・機構整備が後追いされた結果であるとし、その後の葬送地は「松原」（箱崎・馬出・千代・堅粕）にあり、博多の聖地となったと推定している（大庭二〇〇二）。

大庭氏は博多の墓の変遷モデルは推論の段階で、まだ葬送の実態は不明な点が多いことを指摘している。この間、博多遺跡群の調査は進んでおり、あらためて埋葬遺構の変遷を整理してみたい。まず、大庭氏の分類案（大庭一九九二b・第8図）を参考に、埋葬遺構の形態を分類する。

●土葬墓

土坑墓A 長軸が短軸に対して際立って長い長方形を呈する土坑（8図・3）。

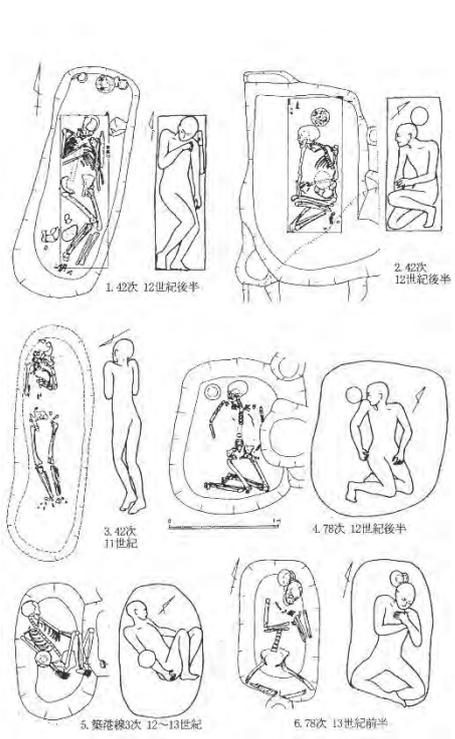
土坑墓B 小判型または不整形円形を呈する土坑（8図・4）。

土坑墓C 円形もしくは楕円形の平面をもつ深い土坑（9図・1）。

配石土坑墓 座位の直葬か。木桶墓の可能性も。

配石土坑墓 隅丸長方形の土坑に帯状に敷石が見られるもの（9図・2）。

木棺墓A 隅丸長方形で棺の長さ一五〇cm以上の土坑（8図・2）。



第8図 博多遺跡群の土葬墓



第9図 博多遺跡群の埋葬遺構

第1表 博多の墓分類

墓形態	数	墓形態	数
土坑墓	147	土坑墓A	55
		土坑墓B	45
		土坑墓C	15
		配石土坑墓	6
		土坑墓(不明)	26
木棺墓	42	木棺墓A	19
		木棺墓B	17
		木棺墓(不明)	6
火葬墓	19	火葬墓	11
		火葬施設	8
その他	10	板組墓	1
		甕棺墓	1
		頭骨埋葬	5
		溝埋葬	2
		不明	2
石造物		五輪塔	44
		板碑	23
		宝篋印塔	10
		石塔	1

港線二次調査の遺構検出状況から、門前に石塔群や堂宇が並ぶ一四世紀前半の景観が復元されている(第11図)。戦乱が続いた一四世紀前半の博多の状況を反映したものではないかと推測されている(力武・大庭一九八八)。聖福寺門前南端の一七五号

まず、古代・中世において当時の供養塔である石塔が出土した地点を見ると、聖福寺や櫛田神社、妙楽寺など寺社の門前に分布していることが分かる(第10図)。石塔は溝や包含層出土が多く時期を明確化することが難しいが、大庭氏の整理に従うと一四〜一六世紀に築造されたものと推測される。例えば、聖福寺北側の門前では築

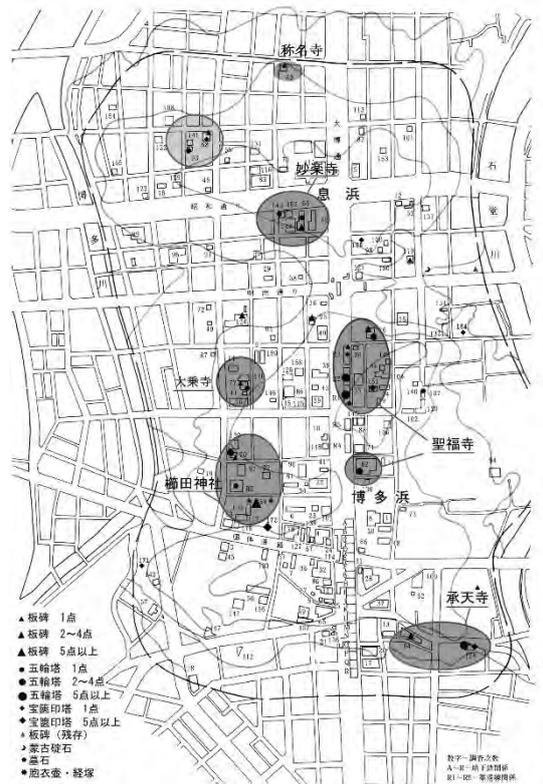
●その他
 頭骨埋葬・廃棄 頭骨のみを土坑を掘って埋葬しているもの(9図・7)。頭骨のみが廃棄されているもの(9図8)。
 人骨廃棄 人骨が溝や波打ち際のへドロ層に廃棄されたもの(9図・9)。
 火葬施設 土坑内で遺体を茶毘にふすもの(9図・6)。

●火葬墓 特定の形態はなく、楕円形や不整形の土坑に火葬骨が葬られるもの(9図・5)。
 ●火葬墓 隅丸長方形で棺の長さ一五〇cm以下の土坑(8図・2)。
 板組墓 木室・木廓状に作るもの(9図・3)。
 甕棺墓 陶器または瓦質の甕に人骨を埋葬するもの(9図・4)。



第 11 図 聖福寺門前の石塔・堂舎群

土坑が検出された地点の周辺では、石塔の出土はなく、一四世紀前半の景観は北側の門前とは異なっていたようである。次に石塔を除く埋葬遺構の分布を時期



第 10 図 石塔出土地点の分布

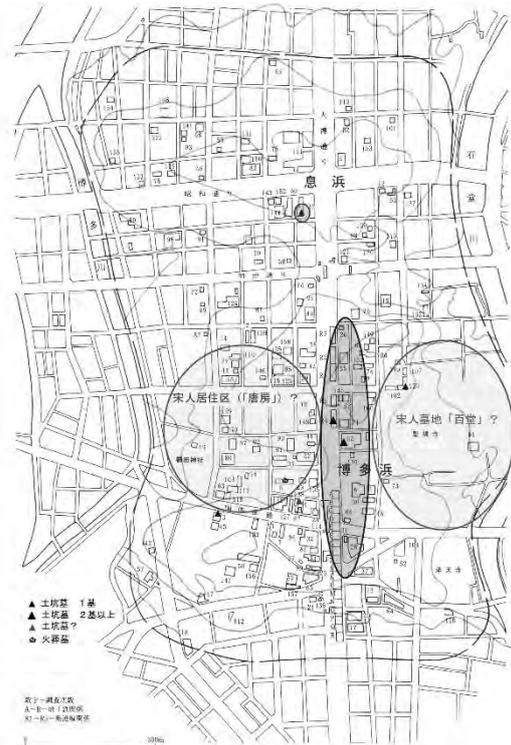
別に見ていく。古代の状況(第12図)は、九世紀に博多浜の周辺部に墓が造られ、一〇世紀には墓が博多浜の中心部へと集まり始めている。この時期は、土坑墓が一般的で木棺墓は少ない。一一世紀(第13図)は都市・博多の成り立ち期であるが、特に一一世紀後半に墓数が増加し、土坑墓が主流となる。墓域自体は一〇世紀とほとんど変わらず博多浜の中心部に営まれるものと、博多浜の東側に営まれるものがある。前者は、大庭氏の言う日本人の屋敷墓で、後者は「百堂」(宋人墓地)に存在することから宋人の墓とも考えられるが、副葬品を持たず、一般的な土坑墓であることから、宋人の墓の可能性は低いと考える。この時期、息浜の南側でも、人骨が見つかったり、埋葬遺構を伴わず、俯臥位伸展葬で腕組をするという特異な状態で発見されたことから、墓とは見なせないと考えられている(大庭二〇〇二)。

一二世紀(第14図)になると、墓数はさらに増加し、土坑墓に加え、木棺墓が増加する。墓域は、博多浜の中央部、現在の大博通り沿いに広く分布する。また、息浜の一部にも墓域が点在する。宋人墓地が廃絶され、「空地」化していとされる博多浜東側で墓は見つかっていない。また、墓は一般的に一基もしくは数基単位で見つからず、一一世紀からの屋敷墓的な性格は変わっていない。

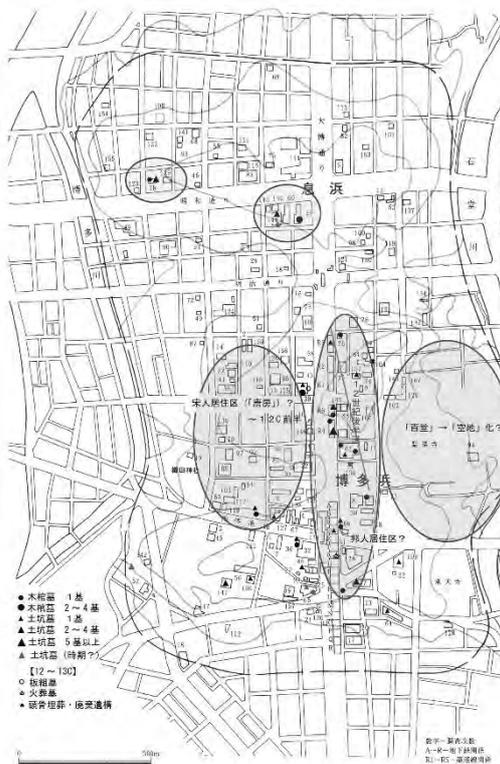
一三世紀(第15図)は、前半までは一二世紀とほぼ同じ状況である。後半に墓数が減少する一方、火葬墓・火葬遺構が博多浜中央部から南側に見られるようになる。息浜の墓域は、一部消滅するが、一二世紀と同様の場所にも見られる。一二世紀末創建の聖福寺、一三世紀半に創建された承天寺の門前に墓地が作られた状況が確認できる。



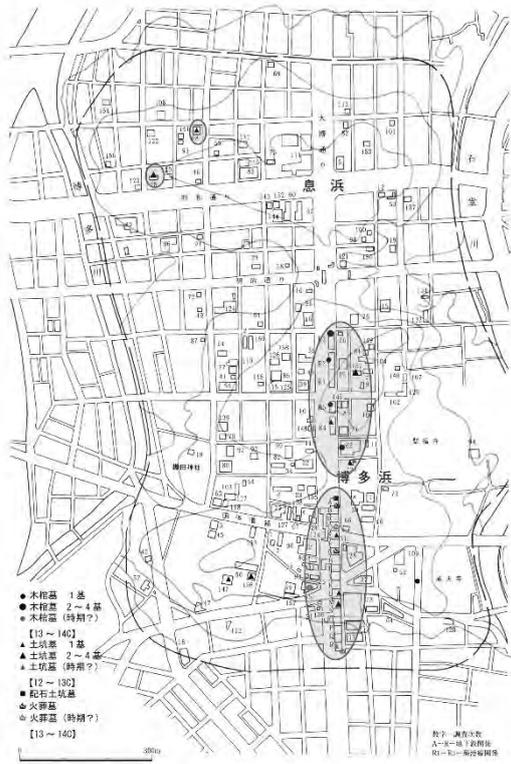
第12図 埋葬地の分布 (9~10世紀)



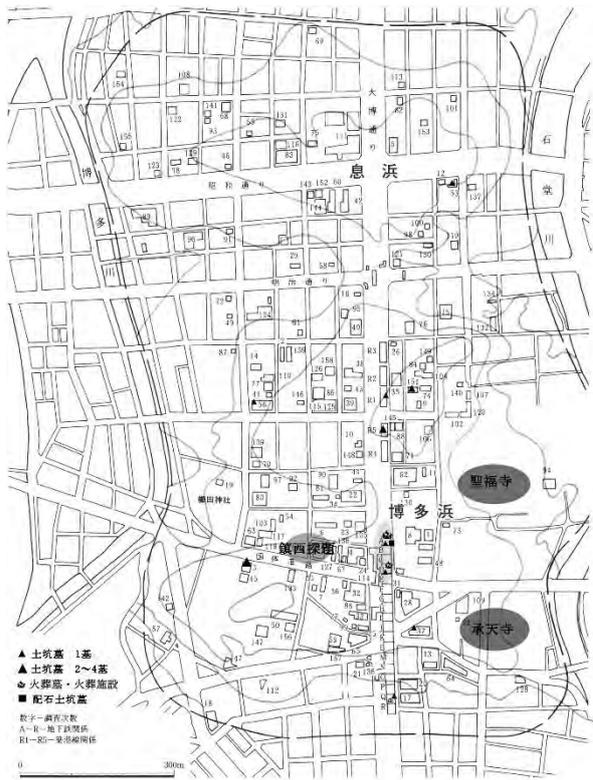
第13図 埋葬地の分布 (11世紀)



第14図 埋葬地の分布 (12世紀)



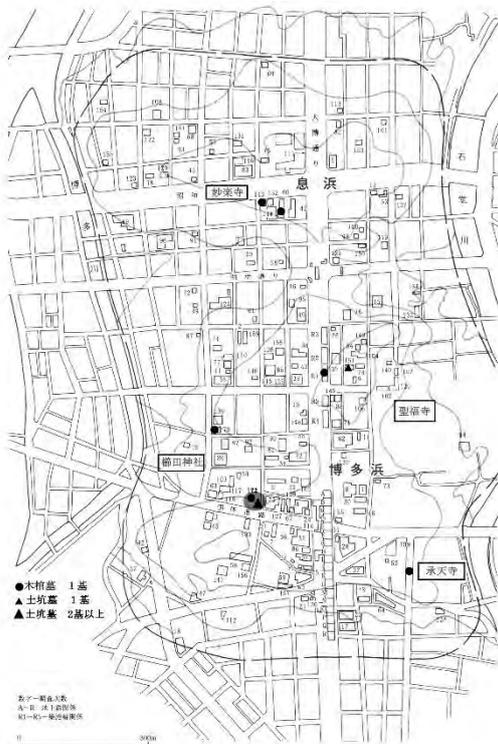
第15図 埋葬地の分布 (13世紀)



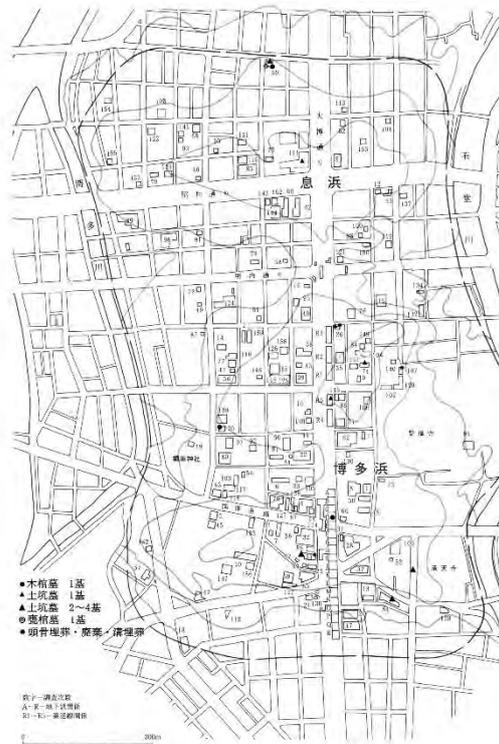
第 16 図 埋葬地の分布 (14 世紀)

一四世紀(第16図)になると、埋葬遺構はさらに少なくなる。博多浜中央部の聖福寺前の墓域は大きく変わらないうが、墓は博多浜全体に分散する傾向がある。この時期に、五輪塔などの石塔群が造立されているが、その分布と墓の分布を重ね合わせると一致する部分が多く見られる。特に、聖福寺門前の南側と鎮西探題館推定地の間にある店屋町工区には、一七五号土坑・火葬頭骨集積遺構を含めて火葬墓と推定される遺構が一七件集中している。遺構の時期は一三世紀後半〜一四世紀とみられ、当地が都市博多における火葬による埋葬地となっていたことが確認できる。

一五世紀(第17図)の埋葬遺構も少なく、木棺墓が主流になる。鎮西探題館の推定地にはこれま でなかった木棺墓や土坑墓が確



第 17 図 埋葬地の分布 (15 世紀)



第 18 図 埋葬地の分布 (16 世紀)

第2表 都市博多における埋葬遺構の変遷

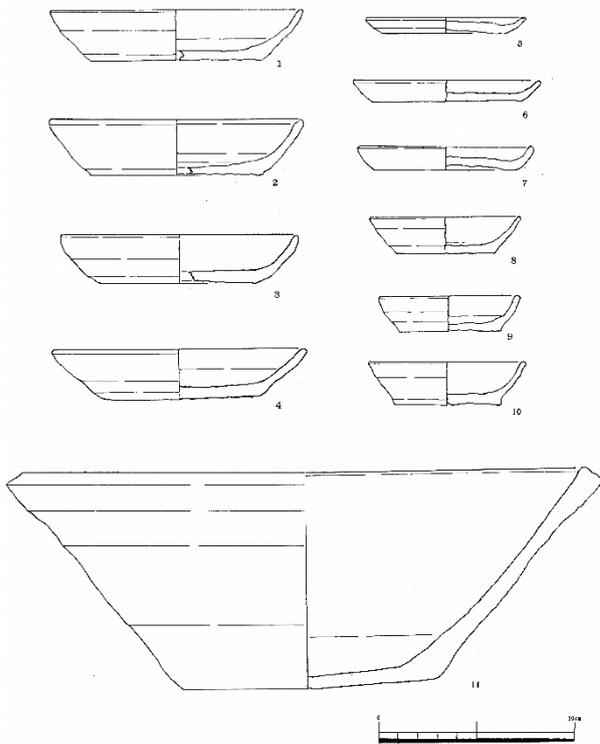
時期	土葬墓				火葬墓		人骨	供養塔
	土坑墓	木棺墓	配石土坑墓	覆棺墓	火葬墓	火葬施設	埋葬・廃棄	石塔
9C	●							
10C	●							
11C	●							
12C	●	●			●			
13C	●	●			●			
14C	●	●			●	■		
15C	●	●			●			
16C	●	●			●			■
近世	●	●		■				

認められるようになる。鎮西探題館の周辺は元弘の乱による焼失（一二三三年）後、遺構は断絶し、再び生活遺構が確認されるのは一六世紀になる。この間の一五世紀には墓地が営まれるような場所になっていたと推測される。一六世紀（第18図）には埋葬遺構が増加し、再び土坑墓が増える傾向がある。

七五号土坑の時期にあたる一四世紀は、石塔が建てられ、火葬墓が卓越するなど埋葬遺構の過渡期にあったことが分かる。また、一七五号土坑のある聖福寺門前南側の店屋町工区周辺は、一二世紀から土坑墓などが作られる埋葬地であり、一三世紀後半〜一四世紀に盛んに火葬墓が作られる場所となっていたが、一五世紀以後は埋葬地としての機能を失っていたことが確認できた。

よって、一〇〇体以上の遺体がこの場所で火葬・埋葬されたのは偶発的でなく、二百年以上にわたって埋葬地として機能していたという場所性に起因しており、必然的にこの場所で遺体の処理が行われたと考えたい。遺体を菊池一族のものとして仮定した場合、近くの鎮西探題に攻め込み、犬射馬場に首が晒され、その近くの埋葬地で埋葬されたという自然な流れが想定できる。

三、一七五号土坑出土遺物の再検討
 (一) 土師器の年代観
 まず、一七五号土坑出土の土師器類について未報告資料を含めて再検討する(三)。未報告資料は、陶磁器や土師器類など一部が福岡市埋蔵文化財センターに保管され、遺体に伴って出土した完形に近い土師器類は熊本県菊池市の菊地神社の資料館に移管されている。二〇一九年度に両者を調査予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大のため同センターの資料しか調査ができなかった。本稿では、同センター保管資料のうち、遺体共伴と考えられる完形に近い土器類を実測図とともに紹介し(第19図、第3表)、形態や年代観について検討する。



第19図 一七五号土坑出土未報告資料



第20図 一七五号土坑の土師器（未報告）



第21図 黒色物質が付着した土師器皿



第22図 火舎香炉（報告資料）



第23図 火舎香炉（未報告資料）

第3表 未報告資料詳細

遺物番号	器種	分類	口径	底径	器高	注記
1	土師器杯	杯B 3 b	13	8.7	2.65	糸切
2	土師器杯	杯B 3 b	13	8.8	2.7	糸切
3	土師器杯	杯B 3 b	12.2	7.9	2.5	糸切
4	土師器杯	杯B 3 b	13	8.2	2.65	糸切、2・3層混
5	土師器皿	皿B II	8.2	6.2	0.8	糸切、1層
6	土師器皿	皿B I 2	9.6	7.6	1.1	糸切、2層、黒煤
7	土師器皿	皿B II	9	7	1.2	糸切
8	土師器皿	皿B III 1	7.8	5.1	1.9	糸切、2・3層混、黒煤
9	土師器皿	皿B III 1	7.9	5.2	1.85	糸切、3層
10	土師器皿	皿B III 1	7.8	5.6	2.25	糸切、2層、黒煤
11	瓦質すり鉢	A類	28.5	13	11.5	

年代推定の根拠となる土師器杯・皿は、報告資料(第3図)を含めて、楠瀬編年の杯B 3 b (3図-2)、皿B II (19図-5・7)、皿B I 2 (19図-6)、皿B III 1 (3図-1、19図-8・10)が出土している。形態およびセット関係で楠瀬編年のMa期(一四世紀前半)にあたる。皿B III 1はそれまで一般的だった糸切りの皿B I に比べて器高が高い器形である。一四世紀初期と考えられる遺構からは出土せず、一四世紀中期～後期の遺構に見られる。この

ような傾向から一七五号土坑は、一四世紀中期に近い時期の遺構と考えられ、『博多日記』記載の菊池合戦の年次・元弘三年(一三三三)の年代観とも矛盾しない。

また、土師器の中には、他の皿・杯と異なり、焼け焦げたタール状の黒色物質が全面にこびりついた完形品が多数点存在する(第20図)。黒色物質は焼成時に付着する黒斑や灯明皿のような形で付くものとは明らかに異なり、器全体に付着している(第21図)。土師器が供膳具として人骨とともに置かれ、火葬によって付着したものと考えてみたい。

(二) 火舎香炉の再検討

火葬すなわち埋葬が行われたという仮説を補強する遺物として、一七五号土坑で出土している完形の赤褐色の土師質火舎に着目したい(第22図)。やや張り出した筒状の器形で、中央に装飾した段を

持つ構造である。下部は破損しているが、器高はそれほど高くなく、筒形で底部は穴が空いているのではないかと推測される。側面に穴を穿ち、大きめの菊花紋のスタンプを三つセットで押ししている。全体に焼け焦げた煤が付着しており、内部に鉄くずのような黒褐色の付着物が見られる。

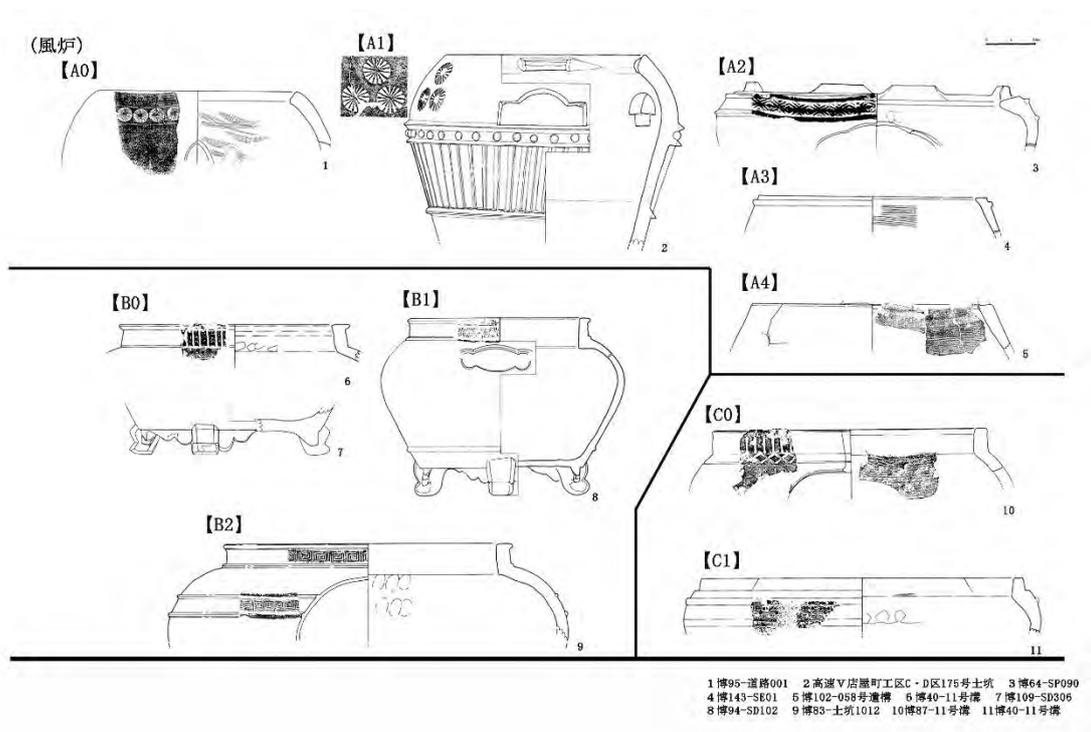
未報告資料を調査すると、完形でなく破片だが、報告資料とほぼ同じ器形の火舎がもう一点出土している。段の形状は同じだがその下の装飾が少し異なっている。焼成も報告資料とは異なり、瓦質に焼かれている。報告資料ほどではないが、黒い煤が付着している(第23図)。

形状は、博多遺跡群で出土する喫茶用具の風炉に類似しているが、いわゆる火舎と呼ばれる仏用具の小型香炉とも器形を異にしている。そこで、まず博多遺跡群内で出土した風炉・香炉を集成し、分類・編年を行い(三三)、遺物の位置付けを確認する。

【風炉の分類】

風炉と推測される土器は三七点が報告されている(二〇〇七年度報告分まで)。瓦質がほとんどであるが、土師質のものも少数存在する。法量が非常に大きいため、全体が知れるような資料はほとんど出土していないが、体部に円形や三葉形の窓を持ち、頸部や体部にスタンプ文が施文される。風炉の場合、底部や胴部のみが出土しても、風炉と断定することが困難であり、類似した資料を仮に風炉と推定して三タイプ〇種類に分類した(第24図)。一七五号土坑出土の火舎も仮に風炉として分類している。

●A類 口縁部が内湾するタイプ。器肉が厚く肥圧せずに大きく内湾し端部は平坦なもの(A0)、器肉が厚く肥圧せずに大きく内湾し



第24図 風炉の分類試案

端部に丸みを持ち、口縁部下に二つの突帯をもつもの(A1)、口縁部が内側に強く肥圧して上面に平坦面を持ち、口縁部外側に二つの突帯をもつもの(A2)、口縁部が内側に強く肥圧して上面に平坦面を持ち、口縁部外側に1つの突帯をもつもの(A3)、口縁部は内傾して、口縁上面に平坦面を持つもの(A4)がある。A1類の底部は、豊前地域と同様獣脚をもつものと推測される(佐藤二〇〇六)。スタンプ文を残す資料は報告されていない。A0類も、口縁部や形態に大きな差異は見られないことからA1類と同様の胴部・底部を持つものと推測される。スタンプ文には、菊花文(小)が見られるが、無文のものもある。A2類のスタンプ文は、袈裟襷文を二条突帯間に施文する。A3類のスタンプ文は、突帯間に蓮子文などが施文される。A4類・A5類は無文である。A3類・A4類の底部形態は資料が無く、不明である。調整技法に関しては、A1・2類が指押さえ・ミガキ(若干の刷毛目調整を加えるものも見られる)で内面を調整するのに対し、A0類・A3類・A4類・A5類は内面全体が横方向の刷毛目調整であるという相違が見られる。

●**B類** 頸部が短く口縁部が直立して外方にやや突出する。体部は球形で、全体に壺形態をなす。口縁部の外方への突出が大きく、頸部の付根に突帯を持たないもの(B0)、口縁部の外方への突出は小さく、頸部の付根に突帯を持ち、頸部がやや長く、蓮子文を施文するもの(B1)、口縁・頸部の形態はB1類とほとんど変わらないが、頸部がややB1類より短いもの(B2)がある。B1類は一段筒状に下がって精巧な獣脚を持ち、B0類・B2類は底部がそのまま平底になり精巧な獣脚をもつ。B1類とほぼ同タイプで頸部がやや長めで内傾し、口縁部の処理が甘いもの(B3)は、博多遺跡群では

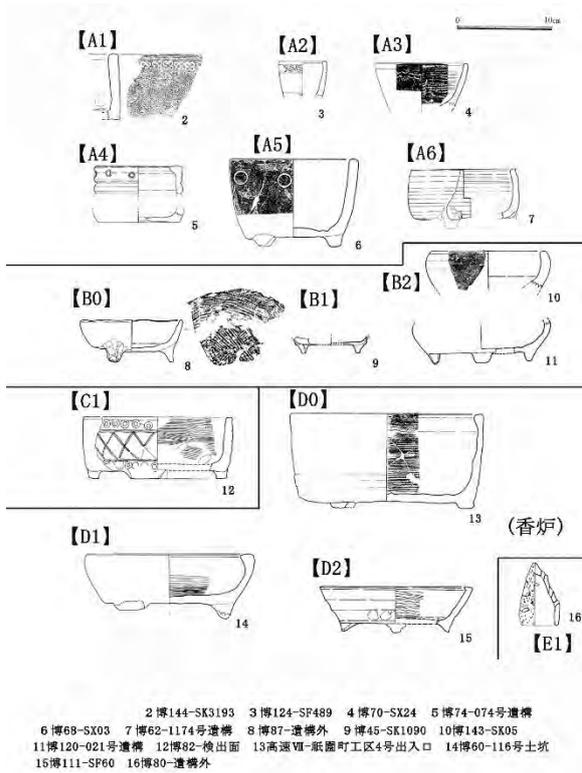
報告されていない。B0類のスタンプ文は、頸部に蓮子文、肩部に斜格子菱形文を施文する。B1類のスタンプ文は、頸部に蓮子文を施文するが、底部は出土しておらず不明である。B2類は、無文のもの、頸部に雷文、S字状文、斜格子菱形文を単体で施文するもの、雷文・斜格子菱形文、列点多重菱形文・斜格子菱形文、列点多重菱形文・蓮子文、雷文・蓮子文、菊花文・蓮子文を上下二列に施文するものがある。胴部に二条突帯を持ち、間に雷文を施文するものもある。

●**C類** 直立する短い頸部を持ち、体部は肩が大きく張る無形壺形のもの。底部の形態は不明である。頸部(蓮子文)、肩部下(菱形文)にスタンプ文が施文され、突帯を持たないもの(C1)、頸部には施文されず、肩部に突帯を持ち、その下にスタンプ文(雷文(上・下))が施文されるもの(C2)がある。

【香炉の分類】

香炉と推測される土器は三一点報告されている(二〇一四年度報告分まで)。小型のものからやや大型のものまで見られる。口径二〇cm前後の大型のものは、火鉢と同様の形態をしているものもあり、暖房具としての用途も担ったと考えられる(第25図)。

●**A類** 小型品で器高はやや高い。体部と底部の境が直角に近く屈曲し、外面にスタンプ文(梅花文、亀甲文)を施文するもの(A1)、やや筒状を呈し、体部に三条の沈線を巡らせ、その間にスタンプ文(梅花文)を施文するもの(A2)、坏状を呈し、外面に一条沈線を巡らし、その下にスタンプ文(爪形文(上・下))を施すもの(A3)、口縁部が内側に肥厚し、体部下段に段を持ち、口縁部下にスタンプ文(円形刺突文)が施文されるもの(A4)、体部はやや外傾して筒



第25図 香炉の分類試案

状を呈し、三つの脚を持つもの（体部にスタンプ文（輪状文、楓・唐草文）を持つもの）と持たないもの、大・小のバリエーション（A5）、口縁部がやや内傾して筒状を呈し、無文で、外面にロクロ目を強く残すもの（A6）がある。

●B類 体部と底部の境が丸みを持つもの。体部は外傾し、無文のもの（B0）、外面にスタンプ文を有し、小さな脚が着く非常に小型のもの（B1）、形態はB1類と変わらないが、B1類より大きいもの、口縁部下に一条沈線を巡らし、その下にスタンプ文（菊花文（小））が施文される。底部形態は獸脚を持つ大型のものと同様の三脚の小型のものがあると考えられる（B2）。形態はB1・B2類と同様に球胴状、さらに大型で体部下にスタンプ文（雲文）を持ち、胴部

第4表 香炉・風炉の年代観

分類	個別 点数	形態別 点数	器種別 点数	時期							
				12世紀	13世紀	14世紀	15世紀	16世紀	17世紀	18世紀	
香炉	A	1	2	31							
		2	1								
		3	1								
		4	1								
		5	7								
		6	1								
	B	0	2								
		1	1								
		2	4								
		3	1								
C	1	1									
	0	2									
D	1	3									
	2	3									
E	1	1									
風炉	A	0	4	37							
		1	1								
		2	6								
		3	1								
	B	4	2								
		0	2								
	C	1	3								
		2	14								
	D	1	1								
		2	1								

分類した遺物の年代を土師器や陶磁器などの共伴遺物から推測したものが第4表である。香炉の中には、一七五号土坑の火舎香炉（A1）と類似する遺物は出土しない。一方、報告書等で風炉と分類される遺物の中には、A1と上部形態が類似したA0が一二・一三世紀から見られる。しかし、A1と同

に窓をもつもの（B3）もあるが、火鉢としての用途も考えられる。

●C類 口径が20cmに近い大型品で、器高はA類より浅く、体部は直立し、体部と底部の境は直角に近く脚を持つ。スタンプ文（二重円文（上）・三角文（中）・二重円文（下））を施文するもの（C1）がある。無文のもの（C0）は報告されていない。

●D類 口縁部を内側に折り曲げるもの。内側に少しだけ肥圧し、無文のもの（D0）、三角状に内側に肥厚するもの（D1）、浅鉢同様に大きく肥圧させるもの（D2）がある。スタンプ文は、基本的には施文されないようだが、D2類に長方形文（上・下）が口縁下に施文される例がある。

●E類 陶製・銅製の博山炉の土製模倣品。全体にいくつも穴が開く（E1）。

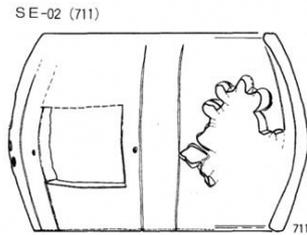
じ器形のもは他の調査区では1点も出土しておらず、非常に特殊な遺物であることが分かる。またそうした特殊な遺物が未報告資料を含めて2点出土していることから、喫茶用具としてでなく別の用途が想定される。

本稿では、このことから形状も特異で裝飾性の高いA1は、風炉でなく香炉として使用されたものではないかと推測する。その根拠として、密教寺院（真言宗）で中世に流行した側部に段を伴い、穴を開けた金属製の火舎香炉（第26図、鎌倉時代、国重要文化財、奈良国立博物館所蔵）が上げられる。法量は高さ、口径ともA1が金属製より大きい、側面に段を持つ構造や穴の穿ち方などからA1は金属製品の模倣品ではないかと推論したい。金属製品の模倣の土器であるため、特殊な器形や裝飾が施され、他にも出土例がないのではないか。火舎香炉は密教系の真言宗寺院で使われる法具である。形状は異なるが、類似した筒状の瓦質の火舎が真言宗の本山である高野山の金剛峯寺遺跡からも出土している（第27図）。

中世博多の真言宗寺院といえ、当時は大水道（呉服町）にあつ



第26図 火舎香炉



第27図 金剛峯寺出土火舎

た東長寺が上げられる。想像をたくましくすれば、真言宗の僧によって処刑された菊池一族の供養の法要が行われ、火舎香炉が香を焚く法具として使用され、供膳具として使われた土師器杯・皿とともに、遺体の火葬時に廃棄された可能性を指摘したい。なお、菊池武時の法号「寂阿」は念仏者に帰依した阿弥陀号であり、時衆に帰依して法号を授かったとされている（桃崎二〇一三）。また、武時の子とされる菊池氏一五代・武光は、菊池五山を設定するなど禪宗の保護につとめ、菊池氏の菩提寺は臨濟宗の正観寺である。真言宗と菊池氏の関係は判然とせず、前記は推論の域を出ない。

四、『博多日記』と一七五号土坑

ここでは、一七五号土坑・火葬頭骨集積遺構を菊池一族の埋葬遺構と仮定して、遺体処理や供養の可能性を『博多日記』の記述から探る。

まず、遺体処置の過程をあらためて確認する。『博多日記』には、「合戦過テ（中略）即菊池入道子息三郎寂阿舎弟覚勝頸以下若党等頸被懸犬射馬場」とあり、元弘三年三月一三日、鎮西探題で討ち取られた菊池一族七〇人の多くはすぐに首をはねられ、犬射馬場に首を晒されたようである。その処置は迅速で、大庭氏が指摘するように、犬射馬場は市が立ち、人が大勢集まる場所であり、首を晒す場として定着していた可能性がある（大庭二〇一九）。次に「寂阿三郎覚勝三人力頸ハ、始四五日ハ不被懸、後二被懸之、寂阿並子息三郎覚勝頸ハ、別二被懸之、夜ハ取テ被置御所」とあり、武時と息子の三郎、弟の覚勝の首は、若党らとは別の場所に懸けられ、しかも四五日後の一七、一八日ごろに晒された。さらに、高名な武将である



第28図 鎮西探題を攻める菊池武時

ためか、武時らの首が取

られる可能性を怖れて

探題に持ち帰っている。

続いて、「十ヶ日計アリ

テ、以釘被打付、札銘ニ

云、謀叛人等頸事、菊池

二郎入道寂阿、子息三郎、

寂阿舎弟二郎三郎入道

覚勝云々」とあり、さら

に十日後の二七、二八日

ごろには、謀反人とし名

前入りの木札が首に懸

けられた。この間、戦場

から逃げた落人らが討

ち取られ、首が送られて

きて犬射馬場に懸けられており、首は同時でなく段階的に懸けられ

たいったことが分かる。首が晒されている間、処刑された胴体は別

置されていたものと推測される。遺体の腐臭などを考えれば、首を

斬られた後に一七五号土坑が掘られ、胴体が投げ入れられていた可

能性も考えられる。後から運ばれてきた落人の遺体は首だけであり、

探題で討ち死にした七〇人余（またはその一部）の胴体が土坑に入

れられたと考えたい。「其後亦連々ニ自所々取進落人頸二百餘也」と

あり、最終的にさらされた首は二〇〇余となっている。この首と胴

体の別置や処理の時間差が、両遺構が近接する場所ではなく、少し離

れた位置関係になり、別々の処理となった理由かもしれない。

次に『博多日記』の後段四月分の記述を見る。

「一 或人ノ従女、去四日懸置頸ヲ見ニ行テ見程ニ、身毛ヨタチ

覚ケルカ、ヤカテ勞ヲ付ケリ、カヽル程ニ或僧一兩人、彼家主許ニ

行、對面シケル時、彼従女勞シケルカ、ヲキアカリ、男ノ風情シテ、

アフキ取ナラシ、僧ニ向、色代シケリ、僧ヲ上ニ請シ、下ニ坐シテ、

カシコマリケル間、彼僧アヤシミテ問云、何ナル人ニテ御坐スルソ

ト尋ケレハ、答テ云、我ハ菊池入道ノ甥ニ左衛門三郎ト申者也、童

名菊一トテ、有智山ニテ児ニテ候シ、人皆知テ候、但菊池ニテ新妻

ヲ迎テ十六日ト申時、菊池ヲ罷出候シ時、相構今度ノ合戦ニ無別事

シテ、返テ二度見タテマツラハヤト申候シカハ、彼妻モ涙ヲ流シ、

ハカマヲキ候シ時、ハカマコシヲアテヽ候シ面景、于今不忘、我ヒ

タイノカミヲ切テ、彼妻女ニトラセ、彼ノ妻ノ髪ヲハ、我マホリニ

入テ頸ニカケ、犬射馬場ニテ死候シ時マテ、持テ候シトカタリ申テ、

涙ヲ流ケリ、但敵ヲトラテ死タルコソ口惜ケレト申ケリ、妻女ノ事

ヲ、申出時ハ、哀傷ノ気色ヲ顯シテ、涙ヲ流シ、合戦ノ事ヲ申出時

ハイカレル色ヲ顯ス、又申云ク、我カ息濱ヲ打出シ時、夜フケルマ

テ、酒ヲノミ、水ノホシク候シヲ、呑スシテ打出テ死テ候間、水カ

ホシク候トテ、水ヲコヒ、小桶ノ二桶ノミケリ又我ハシヤウコニテ

候、酒ノミ候ハントテ、酒ヲ提ノ一提ノミケリ、水ヲノマスシテ死

テ候シ間、我ニハ常ニ水ヲマツリテ給候、又後世ヲ訪テ給候ヘト、

彼僧達ニ語申ケリ、其又式日僧申云、カヽル口弱ノ女性ノ許ニ、御

ワタリ候ハ、タカイ候ト申ケレハ、家ヲモタス候テ、如此候ト申ケ

レハ、家ヲツクリテマイラセ候ハント申テ、率都婆ヲ作テ、松原ニ

立二行ケレハ、御共可仕ト申テ、タフレフシテ、シハシアテ、ヲキアカリ、彼勞サメ、又殊ニ漢字ヲカク時、我名ヲソトハニカヽレ候ハヌト申ケレハ、ヤカテ名字ヲソトハニカキテ立ケリ」

要約すると、「ある侍女が、四月四日に犬射馬場に懸けられている菊池勢の首を見物に行ったところ、身の毛がよだち、やがて菊池武時の甥・左衛門三郎の霊に取り憑かれて寝込んでしまった」という話である。傍線①にあるように四月四日の段階でまだ首が犬射馬場に掛けられていることが記されていて、首級は三月一三日ごろから二〇日以上晒されていることになる。すなわち四月四日の段階ではまだ首級の埋葬は行われていない。

また、傍線②を要約すると、「ある僧たちが、卒塔婆を作って博多の松原に立てに行こうとすると、侍女に取り憑いていた菊池左衛門三郎の霊がいなくなり、侍女は正気に戻った。僧たちは卒塔婆に菊池の苗字を書いて松原に立てた」と記されている。菊池一族の供養が、都市外の葬地となっていた松原で行われている。すなわち、菊池一族はただ火葬されて埋葬されただけでなく、僧によって供養されていたのである。また、侍女が取り憑かれている状況や火葬・埋葬の記載がないことから、供養や胴体の火葬処理はまだ行われていないものと推測される。卒塔婆を立てて供養を行った二重傍線部の「或僧一兩人」が誰なのか。筆者の僧・良覚がこの動乱時に聞いた話であるから、寄宿していた承天寺の僧かもしれないし、前章で供養をしたと推測した東長寺の僧かもしれない。

『博多日記』の記述は四月初旬までしか残されていないため、この後の菊池一族の首級がどうなったか経緯は分からない。しかし、『博多日記』によって宗教者が菊池一族の供養を行ったことは確認

できたのであり、その後菊池一族全員の埋葬にもなっており、供養の法要を行った可能性は高いと考える。火葬頭骨集積遺構には同伴遺物はないが、一七五号土坑には完形の土師器や銅銭、上部がほぼ残存した火舎香炉が人骨の焼土層と共伴して出土しており、その上に配石を配する形で墓の形が取られている。すなわち、遺体の供養は供物や香台、焼香台などを伴った法要の形で行われ、その後石を配して丁寧に埋葬されたと想定したい。

おわりに

本稿では一七五号土坑・火葬頭骨集積遺構の立地や出土遺物、『博多日記』の記載との整合性から、両遺構と菊池一族の処刑との関係と、埋葬された人々の供養が行われたのかどうかを検討してきた。その結果、菊池一族の埋葬地と断定する論拠はないが、状況として遺構と『博多日記』の記載が符合する点が非常に多いことが改めて確認できた。

まず、大量の頭骨が埋葬された遺跡は都市博多内で両遺構のみであり、菊池一族の埋葬地として現状唯一の推定地であることが確認できた。両遺構の所在する場所は一二世紀以降、埋葬地として使われており、一三〜一四世紀には周辺に両遺構以外にも多くの火葬墓が存在していることが明らかとなった。近接する鎮西探題で合戦が行われた経緯からも、当地が必然的に埋葬地となった可能性が高いことを指摘した。さらに、一七五号土坑は共伴する未報告の土師器のセット関係や形態から一四世紀前半でも中頃に近い時期で、『博多日記』の記載された時期に形成されたものであることを裏付けた。また、『博多日記』の経過を追うと、菊池一族の首だけが長く晒され、

胴体はどこかに別置された可能性があり、頭骨と胴体が少し離れた両遺構で別々に火葬されている事実と符合していることも確認できた。すなわち、両遺構を菊池一族の埋葬地として推定する論拠はさらに増えたと言えよう。

『博多日記』には、謀反人として首を晒された菊池一族が、宗教者によってその霊を鎮めるために丁重に祀られていた事実が記されている。一七五号土坑における遺体の供養については、法要の道具と考えられる特殊な火舎香炉や供膳具とみられる完系の土師器の存在から、供養法要が執り行われたと推測した。このことから、遺構が菊池一族に関係したものであれば、その遺体は謀反人として打ち棄てられて焼かれたのではなく、丁重に供養・埋葬されたと考えたい。

福岡市内には、中央区六本松と福岡大学キャンパス内にある菊池武時の首塚や、東油山五丁目にある武時家臣・赤塚殿が力尽きた場所と伝わる碑、菊池氏の武将が自刃した場所と伝わる南片江二丁目の花立地蔵（首切地蔵）など、菊池合戦に関わった菊池一族やその家臣に関わる伝承や史跡が多く残されている（桃崎二〇一六）。これらは討ち死にした菊池一族に対する地域の人々の供養の心から生まれたものであったと推測したい。その原点は一七五号土坑での菊池一族の供養にあったのかもしれない。

注

(一) 築港線、高速鉄道に伴う調査を含む二〇一四年までの博多遺跡群の調査報告書を対象に埋葬遺構の集成作業を行っている。遺構の年代観は、共に伴する土師器および陶磁器の年代を総合して判断した。

(二) 土師器杯・皿は楠瀬二〇〇七、すり鉢は楠瀬二〇〇九を元に分類し、年代を推定した。

(三) 北九州の大興善寺出土遺物を元にした分類案（佐藤二〇〇六）を元に博多遺跡群の出土遺物を分類した。分類・編年案は、二〇〇七年に筆者が九州大学に提出した卒業論文「中世博多における土器の生産と流通」の第1章第2節（3）「日用雑器類から見た中世博多の土器様相―荘厳具・調度具を中心として」を元に作成した。

参考文献

- 折尾学・池崎譲治・森本朝子・林田憲三 一九八六 『高速鉄道関係埋蔵文化財調査報告』 福岡市埋蔵文化財調査報告書二二六集
- 富岡直人・坂上和弘・江川達也・足立望 二〇一七 「博多遺跡群店屋町工区出土中世焼人骨の研究」 『市史研究ふくおか』 一一二
- 永井昌文 一九八六 「祇園町遺跡D区出土人骨群」 『高速鉄道関係埋蔵文化財調査報告』 福岡市埋蔵文化財調査報告書二二六集
- 楠瀬慶太 二〇〇七 「土師器食膳具から見た中世博多の土器様相」 『九州考古学』 八二
- 桃崎祐輔 二〇一三 「地域の遺跡・寺社・石塔から見た城南区の歴史」 『城南区の歴史散策』
- 折尾学 一九八八 「菊池一族の首級か」 『よみがえる中世―東アジアの国際都市博多』 平凡社
- 川添昭二 一九六六 『菊池武光』 人物往来社
- 森茂暁 二〇〇六 「博多日記」の文芸性と九州の元弘の乱 『福岡大学人文論叢』 三七―四四
- 大庭康時 二〇一九 「博多日記の考古学」 『博多の考古学』 高志書院

- 佐藤鉄太郎 二〇〇九 「鎌倉時代に形成されていた博多の都市の復元」
『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』四一
池崎譲二・本田浩二郎 二〇一〇 『博多一三五』福岡市埋蔵文化財調査
報告書第一〇八六集
大庭康時 一九九二a 「博多遺跡群の埋葬遺構について」『博多研究会
誌』一
大庭康時 一九九二b 「中世葬送の一例」『博多研究会誌』一
大庭康時 一九九六 「中世博多の縁辺」『博多研究会誌』四
大庭康時 二〇〇一 「博多綱首の時代」『歴史学研究』七五六
大庭康時 二〇〇二 「都市『博多』の葬送」『中世都市鎌倉と死の世界』
高志書院
亀井明徳 一九八六 『日本貿易陶磁史の研究』同朋舎
力武卓治・大庭康時 一九八八 『都市計画道路博多駅築港線関係埋蔵文化
財調査報告(Ⅱ)』福岡市埋蔵文化財調査報告書一八四集
楠瀬慶太 二〇〇九 「日用雑器類から見た中世博多の土器様相」『中近
世土器の基礎研究』二二一
佐藤浩司 二〇〇六 「スタンプ文を有する瓦質土器の展開」『陶磁器の
社会史』吉岡康暢先生古希記念論集
上田秀夫・黒石哲夫 一九九〇 『金剛峯寺遺跡発掘調査概報―紀陽銀行高
野山支店新築工事に伴う発掘調査』和歌山県埋蔵文化財センター

挿図出典

- 第1・2・3図 折尾ほか一九八六より転載
第4図 大庭二〇一九を一部改編
第5図 佐藤二〇〇九を一部改編

- 第8図 大庭一九九二bより転載
第11図 大庭一九九二aより転載
第25図 奈良国立博物館H pより転載
第26図 上田ほか一九九〇より転載
第27図 『筑前名所図会』(福岡市立博物館所蔵)より転載

北

近江守御所

一田

三浦村
今村
一田

神
一田

北

東

東

南

一田
赤子舟
赤子舟
赤子舟

赤子舟
赤子舟
赤子舟
赤子舟

今村

今村

春

今村
今村
今村

出

